
東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画

(平成23年度～平成25年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～

中間評価

《第2期計画策定に向けて》

平成25年8月

宮城県

目次

中間評価

1 はじめに	1頁
2 総括	1頁
3 各個別取組方針における評価結果	2頁

資料編

1 事業・取組一覧	10頁
2 中間評価結果一覧	12頁
3 中間評価 概念図	61頁

中間評価

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による被害等に対応するため、県では、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標とし、目標達成に向けた総合的な対策についての基本的視点や個別取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成24年1月31日に策定しました。

この基本方針に掲げた目標を平成28年度までに実現することとし、実現に向けて実施する具体的な取組を取りまとめた実施計画を策定することにしましたが、原発事故の収束の見通しที่ไม่透明なことから、当面、平成23年度から平成25年度までの期間を第1期として「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、さらに平成25年3月29日に平成25年度当初予算の編成状況等を踏まえて、実施計画の改訂版を策定し、事業を実施しているところです。

現在、福島第一原子力発電所においては、汚染水の海洋流出防止に向けた対策が種々実施の途上であり、また、県内においては、農林水産品等20品目において国による出荷制限指示が依然として続いているほか、「原木ムキダケ」や「たらめ」等7品目において県の出荷自粛要請が行われている状況にあり（平成25年8月1日現在）、風評も完全には払拭されておらず、住宅等の除染も進んでいない等、まだまだ基本方針に掲げる「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」には至っていない状況にあります。

このため、引き続き対策を行っていく必要があることから、実施計画に従い、目標達成の状況について第1期間の中間評価を行うこととし、その結果を第2期計画に反映させることにより、効果的な対策を実施できるようにすることとしています。

なお、平成25年度実施の事業・取組に係る評価は、平成24年度までの実績等を参考として、年度末の見込みで評価しています。

2 総括

【方向性と事業・取組の延べ数】

維持	拡充	統合	縮小	廃止	計
88	16	1	11	23	139

実施計画に掲載の延べ139事業の取組について分析したところ、事業内容は「妥当」であり、実施の結果「成果があがり」、実施過程も「概ね効率的」との評価が大半を占めたことから、今後の方向性として「維持」すべきものが延べ88事業となり、全体の約63%となっています。

また、PR活動の更なる充実や、放射性物質吸収の原因とその対策の検討等、今後事業を「拡充」していくべき事業が延べ16事業あり、全体の約12%となっています。

「統合」すべきものは1事業あり、全体の約0.7%となっています。

安全性に関しては問題ないが、県民の不安解消のため、測定の頻度を下げて引き続き実施する等、事業を「縮小」の方向性と評価するものが延べ11事業あり、全体の約8%となっています。

以上、「縮小」を含めて全体の約83%、延べ116事業において今後も引き続き実施していく必要があるとの結果になっています。

なお、国の補助事業の終了や検査機器の改良・購入等事業の目的が達成されたり、事業における一定効果の実現された等、今後「廃止」の方向性と評価される事業は延べ23事業で、全体の約17%となっています。

3 各個別取組方針における評価結果

第1 放射線・放射能の監視・測定

【方向性と事業・取組の延べ数】

維持	拡充	統合	縮小	廃止	計
32	4	—	5	2	43

原発事故が県民生活にどのような影響を及ぼしているのかを正確に把握するためには、身の回りの空間放射線（以下「放射線」という。）線量や放射性物質濃度（以下「放射能」という。）の測定が不可欠です。

さらに、原発事故が未だに収束していない現状では、身の回りの放射線・放射能の数値が異常を示さないか常時監視する必要があります。

実施計画では、「宮城県放射線・放射能測定実施計画（以下「測定計画」という。）」を策定し、放射線・放射能の測定を計画的かつ体系的に実施することとしており、また、測定に必要な機器については、概ね平成24年度までに配備が完了し、検査体制の確立が図られたところです。

この章では、引き続き実施していく必要があるとする事業・取組が延べ32事業、約74%となっており、大勢を占めています。

放射線線量の測定は、県内全域（40か所）にモニタリングポストを設置し、常時監視を行うとともに、市町村に携帯型放射線測定機器を配備し、きめ細かな測定を実施する体制を整備したほか、航空機モニタリングや自動車による走行サーベイを実施しました。また、特に子どもの生活環境に配慮し、学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭等を測定するとともに、不特定多数の利用が見込まれる県立都市公園や県内スキー場、産業面で関心の高い港湾施設や、健康面で関心の高い企業局所管の3浄水場施設の測定を実施しました。

一方、食品中の放射能の測定については、スクリーニング用のNaIシンチレーションスペクトロメーター等簡易測定器47台を原子力センター等県内31か所に、精密検査用のゲルマニウム半導体検出器計5台を原子力センター等県内4か所に配備し、これまでに出荷前の農林水産物等102,649点を検査し、27品目について、市場に流通する水際で出荷規制を行っています。また、店頭で販売されている生産物や食品についても、食品衛生法の収去検査や買上

検査において、これまでに462点の放射能測定を行っていますが、基準値を超過した例はなく、出荷前の検査が有効に機能しているものと考えています。(平成25年7月4日現在)

併せて、自家作物や自分で採取したきのこ類・山菜類を住民が持ち込んだ場合に備えて、各市町村に測定機器計34台を配備し、身近な食品の測定に応えることで、不安の解消に努めています。

これらの測定結果は、リアルタイムにホームページで公開又は定期的にマスコミに情報提供を行い、県内外に正確な情報が伝わるよう周知を図ってきました。

しかしながら、県内の出荷制限の状況や汚染水の海洋流出の懸念等、原発事故が収束せず、新たな問題の発生が懸念される中で、県民の身の回りの放射線量の増加による外部被ばくへの不安や、基準値を超える食品の摂取による内部被ばくへの不安は完全に解消されるには至っていないことから、第2期実施計画においても、測定計画を適宜見直しながら、監視・測定を継続し、測定結果についても引き続き適時公表していく方向で検討します。

拡充の方向性の事業・取組は延べ4事業となっており、畜産物では、原乳や粗飼料、草地土壌等の放射能検査について、生産者に対し放射性物質の影響を低減する飼養管理を指導するため、今後も必要に応じて対応を検討していくほか、林産物では、きのこ類・山菜類等及びきのこ原木やほだ木の放射能検査について、出荷規制解除に向けた取組・支援の強化や、検査の更なる計画的・効率的な実施について検討していくこととしています。

縮小の方向性の事業・取組は5事業であり、学校の校庭や保育所の園庭等約1,600施設の放射線量については、測定開始から比較して毎時0.23マイクロシーベルトを超過する測定地点数が減少していることから、現在、市町村が実施している定期測定に移行して継続していくことを検討するほか、県立5都市公園内の放射線量についても、安定的な推移を示していることから、今後、事業継続を整理する方向で検討します。また、学校等のプール水の放射能やスキー場の放射線等の測定については、これまでの測定の結果、数値に異常がないことが確認され、安全性が確保されていることから、プール水の放射能測定については、平成25年度より測定頻度を減らして対応することとし、スキー場の放射線測定及びスキー場の雪の放射能測定については、実施主体等について検討していくこととしています。

廃止の方向性の事業・取組は2事業で、事業完了により、食品の新基準値に対応するため保有簡易測定器の改良・新規導入事業を廃止としています。

第2 健康不安への配慮

【方向性と事業・取組の延べ数】

維持	拡充	統合	縮小	廃止	計
-	-	-	1	-	1

原発事故発生直後から、放射線・放射能による健康への影響に対する不安が県内全域に拡がり、特に妊娠中の女性や小さな子どもを持つ保護者からの相談が多く寄せられる状況にありま

した。

このため、県では、有識者会議を設置し、放射線による健康への影響と健康調査の必要性について検討を求めた結果、「科学的・医学的な影響は考えられず、健康調査の必要性はなく健康影響の可能性は非常に低い」との提言を受けた後、健康への影響を確認するため、県内では放射線量が比較的高い丸森町の2地区の子ども43名と保護者27名を対象に健康影響確認検査を実施したところ、内部被ばく線量が全員検出限界以下で健康に影響ないと判断されました。また、甲状腺検査においても原発事故による影響は認められず、日常生活には影響ないと診断されています。

併せて、住民・市町村職員を対象とした講演会を開催し、参加者にアンケートを行った結果、ほぼ全員が講演の内容を理解されたとしていることから、参加した住民については、放射線に対する不安の解消が図られたと考えています。

今後は、行政機関からの一方的な情報提供だけではなく、住民と専門家が一緒に放射線の健康影響について考えていく、いわゆるリスクコミュニケーションの視点へのシフトが必要であるととも、がん検診の受診勧奨や生活習慣の改善等を通じて、本県のがん対策や健康づくりにおける目標達成に向けて、継続的な取組が必要と考えています。

なお、リスクコミュニケーションについては、国（環境省）の人材育成事業等アクションプランに県が引き続き協力し対応する予定であり、また、県民の不安解消のための講演会については、第7「正しい知識の普及・啓発」における放射線・放射能広報事業でほぼ同様の事業が実施されていることから、見直すこととしています。

第3 汚染・被害の拡大防止

【方向性と事業・取組の延べ数】

維 持	拡 充	統 合	縮 小	廃 止	計
36	10	—	5	14	65

身の回りの放射線線量増加による外部被ばくや、基準値を超える食品の摂取による内部被ばくなど、原発事故により拡散した放射性物質が未だに環境や食品を汚染しているのではないかと、また、漏えい・拡散により汚染水が海洋へ流出するおそれがあるのではないかと懸念は払拭されていません。このため、「第1 放射線・放射能の監視・測定」で述べたとおり、今後も監視・測定を継続し、測定値が異常を示していないか常時注視するとともに、引き続き測定結果等を適時公表していくことが肝要と考えています。

一方で、農林水産業における出荷規制に加え、食品製造業等の分野も含めて、風評によって取引が敬遠されたほか、観光の分野においても、旅行先として本県を敬遠する動向が見られるなど、原発事故は県内のあらゆる産業に多大な影響を及ぼしました。

県では測定結果等を公表し、県内の状況について国内外に正確な情報を発信する一方で、草地の反転耕やほだ場等の除染実証、田畑へのカリ肥料の施用の促進等により、農産物の放射性物質吸収抑制を図るとともに、県産品・県内観光地等の安全・安心を国内外に積極的にPRす

るなどして、イメージアップ・信頼回復を図っているところです。

しかしながら、一度失われた本県の安全に対する信頼を取り戻すには、相当の時間を要するため、これらの事業・取組については、その進捗や成果等を踏まえながら、第2期実施計画においても継続していく必要があると考えています。

拡充の方向の事業・取組は延べ10事業で、第1「第1 放射線・放射能の監視・測定」で述べた畜産物及び林産物の放射能検査以外に、「経済的被害の拡大防止」において、特用林産物の生産再開支援については、施設栽培への転換経費に対する補助を重点的に拡大するほか、森林の除染実証では、森林やほだ場における汚染状況や除染効果のモニタリング方法等を検討しながら拡充を図ることとしています。また、外国人観光客の誘致については、中国等重点市場からの観光客を対象に、特に人気の高い東京都と連携して誘客を図っていきます。

縮小の方向の事業・取組は延べ5事業で、海外ビジネスの維持継続支援のための各種補助や風評被害により業績が悪化した被災中小企業への販路確保支援は、状況が回復しつつあるものの、一部では未だ改善していないことから、事業規模を見直しながら継続していきます。ほだ木等の撤去集積に係る費用の貸付は、汚染ほだ木の一次処分が平成26年度中に終わる見込みであり、処分に目途がつくことから縮小を検討していきます。平成25年度実施の観光客の動態及び事業者の実態把握については、調査結果を検証した上で、第2期では事業規模を見直しながら継続していきます。

廃止する事業・取組は延べ14事業で、これまでに、食肉市場での流通が開始され、放射能についても基準値が下回ったとして、廃用牛の集中管理に係る飼育直し・検査を廃止しているほか、畜産試験場での除染終了や渡航制限解除の実現を踏まえ、これらの事業・取組を既に廃止しています。今後は、農林水産物等の風評払拭と信頼回復、消費拡大等に関する取組について、既存事業を活用し、実施主体を県から関係団体へ移行する方向で検討していきます。また、観光業に関する首都圏等でのイベント開催や旅行会社の招請については、継続的・重層的な取組や情報発信が必要であることから、別事業での継続を検討していきます。

第4 放射線線量低減化対策

【方向性と事業・取組の延べ数】

維 持	拡 充	統 合	縮 小	廃 止	計
7	—	—	—	2	9

身の回りや食べ物を育む環境の放射線量を低減化するためには、放射性物質を除去する除染の実施が必要となります。県は、宮城県環境審議会への「放射能対策専門委員」の設置と専門家への「除染アドバイザー」の委嘱により、除染を推進するための体制を整備し、放射性物質汚染対処特別措置法（「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の略

称。以下「特措法」という。)に基づく汚染状況重点調査地域に指定された市町(以下「指定市町」という。)が行う除染への支援と県が管理する施設等の除染に取り組みました。

指定市町では、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染を実施し、県も、指定市町の除染が円滑に進むよう、除染講習会の開催や除染アドバイザーの派遣を行うなどの後方支援を行ってきたところです。指定市町における除染は、平成25年5月末現在で、学校は91施設(進捗率97%)、公園は63施設(同41%)、が終了し、その結果、校庭等の面的な除染を実施した102施設の平均空間線量率は、毎時0.28マイクロシーベルトから毎時0.12マイクロシーベルトに低減しました。

指定市町の除染は第2期計画期間においても継続して実施されることから、県としても指定市町への支援を継続する必要がある一方、指定市町によって抱える課題が異なることから、各市町のニーズに沿ったきめ細かな支援が必要となってきます。

また、指定市町が行う生活環境の除染と並行して、県は、県が管理する施設等の除染を行ってきました。除染実施区域内の県有施設については、平成25年度末までに10施設の除染を実施する予定となっており、うち、平成25年5月までに8施設の除染を終えています。

平成26年度以降に除染を予定している県有施設の中には、除染に伴い発生する除去土壌等の現場保管が困難な施設があることから、これらの施設を除染する場合の除去土壌等の保管方法等について、指定市町との調整が必要となってきます。第2期計画期間においては、このような課題の解決を図りながら、引き続き放射線量の低減化のために、県有施設の除染を実施していくこととしています。

廃止の方向の事業は2事業で、「第3 汚染・被害の拡大防止」で述べた畜産試験場内の牧草地の除染が平成24年度に終了したほか、平成25年度には県営牧場の除染が完了する見込みであるため、廃止としています。

第5 汚染物・廃棄物の処理

【方向性と事業・取組の延べ数】

維 持	拡 充	統 合	縮 小	廃 止	計
3	1	1	—	1	6

放射性物質で汚染された廃棄物や上下水道の副次産物(以下「汚染廃棄物等」という。)をどのように処分していくかが大きな課題となっています。特措法上は、8,000ベクレルを超えた廃棄物は指定廃棄物として国が責任を持って処分し、8,000ベクレル以下の一般廃棄物は、市町村が処分することになっています。しかしながら、現実的には、国による指定廃棄物の最終処分場は選定が進んでおらず、また、一般廃棄物の処分も住民の理解が得られず処理が進んでいない状況です。このため、いずれも処分を行うまで一時保管をしているところですが、周辺住民の理解や協力を得ることに困難が伴うことに加え、汚染廃棄物等は時間の経過とともに増加しており、保管スペースも限界に近づいてきているところです。

そのような中、県では、指定廃棄物に係る市町村長会議を開催するほか、汚染廃棄物の処理

促進に向け市町村長を訪問して意見や要望を聴取するなど、国、市町村と協議しながら、一体となって汚染廃棄物等の処理推進を図ってきました。また、汚染された稲わらや牧草、ほだ木、堆肥については、一時保管施設を設置するなど適切に保守管理した状態で仮置きしているほか、上下水道の副次産物については、100ベクレル以下のものは再利用のため中間処理事業者に搬出するなどの対応をしており、併せて、市町村に対しても適切な処理や保管・管理に関する助言を行ってきました。さらに、災害廃棄物の処理に当たっても搬出前に空間線量を測定して安全性を確認することで広域処理に当たって、受入側である県外自治体の理解を得ることができました。

このように、第1期においては、汚染廃棄物等の一時保管等については空間線量の管理も行いながら適切に対応してきました。第2期においても、国、市町村など関係機関と連携し、引き続き第1期と同様の対応を適切に行っていくこととします。

浄水発生土の保管・管理・搬出業務については、100ベクレル以上の浄水発生土の各浄水場内での保管スペースが限界に近づいているため、関係者と調整を進めて早期の場外搬出に向けた取組を拡充していく必要があります。

また、薪・木炭の適切な保管・管理に関する助言について、汚染廃棄物等の減容処理などで同様の課題を抱え、同じ広葉樹資源を利用する「きのこ生産」分野との事業の統合を検討していきます。

なお、平成25年度をもって災害廃棄物処理事業が終了することから、災害廃棄物の放射線線量の測定が不要となるため、廃止としています。

第6 損害への対応

【方向性と事業・取組の延べ数】

維 持	拡 充	統 合	縮 小	廃 止	計
2	—	—	—	—	2

原子力損害の範囲については、「原子力損害の賠償に関する法律」により、国が設置した原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が認定し、指針に明示することになっていますが、平成23年8月5日に公表されたいわゆる中間指針では、賠償対象となる本県の損害は、放射能に汚染された稲わらや牧草を給与されたことから基準値を超える放射能が検出され、政府による出荷制限指示を受けた肉牛とその関連商品のみにとどまったため、風評被害を含むこれら以外の県産品等に係る損害を賠償請求する場合には、被害が原子力損害であることを被害者自らが立証しなければならず、本県県民にとって大きな負担となっていました。

県では、平成23年10月より、国に対して再三にわたり風評被害を含むすべての損害を指針に明示するよう求めてきましたが、約1年の間、国においては何ら進展が見られない状況が続いたため、平成24年6月から7月にかけて、農林水産業生産者や食品製造業者等事業者の

ほか、「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」（以下「みやぎ県民会議」という。）の構成団体等を対象に、県内の風評被害の実態調査を行いました。その結果を提示しながら、平成24年9月14日に国及び東京電力に対して、岩手県等と合同で風評被害の早期賠償を求める要望・要請活動を実施しました。その結果、平成25年1月30日の審査会において、本県を風評被害の賠償対象地域とする中間指針第三次追補が決定され、現在、東京電力では、原子力損害の立証を求めることなく、県内農林漁業等の風評被害に係る損害賠償請求に応じている状況となっています。県では原発事故で損害が生じた生産者・事業者へ周知が必要と考え、平成25年4月から6月にかけて県内各圏域で説明会や個別相談会を開催するとともに、県政だより（7月号）に記事を掲載して周知徹底を図ったところです。

また、平成23年12月20日にみやぎ県民会議に設置した損害賠償請求ワーキンググループにおいて、平成24年度は牛乳の風評被害に係る損害賠償を求める県内中小乳業者4者による協議会からの請願に応じて、東京電力との協議の場を設置し、必要なデータの提供や助言を行ったほか、仙台弁護士会の協力を得て損害賠償請求に関する法律の研修会を開催するなどの支援を行いました。この結果、平成24年度内に事業者3者が個別に国の原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介（ADR）を申し立てるなどして、平成25年4月までに3者とも賠償金を受け取ることができました。

しかしながら、県内の農林水産業等の風評被害が指針に明示され、原子力損害の立証が不要となり、損害賠償請求を行うに当たっての負担は軽減したとはいえ、東京電力の損害賠償の基準は指針に明示されていない損害に対応しておらず、また、観光業においては賠償対象期間が限定されるなど、被害者にとって必ずしも納得のいくものとなっていない状況であります。

さらに、民法の規定上、不法行為に係る損害賠償請求権は3年で消滅時効が完成しますが、東京電力では時効を援用しないと表明しているものの、東京電力と被害者の間で原子力損害について認識に乖離が見られる現況では、東京電力が損害と認めないものについての時効の取扱いが判然としていないなどの問題があります。

このような状況を打開するため、県では、今後もみやぎ県民会議と連携しながら、国及び東京電力に対し、損害賠償への対応等事故対策に係る要望・要請を行っていくとともに、民間事業者等の損害賠償請求を支援していく方向で、第2期実施計画を検討していきます。

第7 正しい知識の普及・啓発

【方向性と事業・取組の延べ数】

維 持	拡 充	統 合	縮 小	廃 止	計
8	1	—	—	4	13

放射線・放射能に関する正しい知識を普及・啓発し、県民の皆様の安心と安全を確保するとともに、風評による農林水産業や観光業の影響を払拭するために、みやぎ県民会議を通じた情報の周知、各種広報事業の実施、学校での授業による児童・生徒の理解促進、教職員を対象とした研修会の実施や県産農林水産物等の風評払拭とイメージアップ、観光客の誘致を図ってきました。

県が策定した基本方針及び実施計画等については、有識者、関係団体のトップや県内市町村長等が一同に会して意見交換や情報共有を行うみやぎ県民会議を通じて、県民への周知を図っています。また、各種広報事業においては、県内圏域ごとでの放射線・放射能に関するセミナー・相談会の実施、インターネットによるポータルサイトの運営、電話相談窓口の開設や各種団体への出前講座の実施により、県民の皆様の疑問や不安にお答えできているものと考えています。なお、放射線・放射能に関するポータルサイトへの訪問者数は平成25年7月31日時点で、累計366,811人であり、電話相談の受付件数は、平成23年度7,579件、24年度1,121件、25年度は、7月31日現在で189件となっています。

県産農林水産物等の風評払拭については、首都圏キャラバン実施や商談会等のイベント開催、東京・名古屋・大阪・仙台等大消費地における消費者セミナーの実施により、県産農林水産物等のイメージアップと「食材王国みやぎ」のPRに努め、県産食品の安全情報を発信してきました。

観光客誘致についても、首都圏のJR駅等でのイベント実施や在仙プロスポーツのアウェイ戦におけるPR等を通じて、正確な県内の観光情報及び震災からの復旧状況に係る情報等を提供して、沿岸被災地を含む本県への観光客誘致に努めています。また、旅行業界とも連携して本県への旅行商品の企画や、沿岸被災地への震災研修に県内観光を加えた「復興ツーリズム」を推進して、その定着を図っています。これらの一連のイベント実施やキャラバン派遣等も首都圏等で大きな反響があったものと考えています。

このほか、学校での児童・生徒への放射能教育や教職員への研修会開催についても、不安の解消を図る上で、大変有効であったと考えています。

この章の諸事業については、将来に向けても、必要性や有効性は高いものであり、第2期においても基本的に維持継続します。

なお、観光に関する情報発信については、広報媒体が限定的であったことや、PRの時間が足りなかったことなどを踏まえ、広報媒体の拡大等によって、より多くの方々に情報が行きわたるよう、復興緊急対策事業において拡充する方向で検討していきます。

また、廃止については、県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復のためのPR事業について、県産農林水産物等イメージアップ推進事業に組替えし、関係団体を連携しながら実施していくほか、観光の分野では、観光復興イベント開催事業等平成24年度までに終了した事業・取組について廃止とし、他の事業を活用して情報発信等に取り組んでいくこととします。

資料編

事業・取組一覧

頁	実施計画における個別取組方針及び事業・取組名	担当課・室	実施年度
第1 放射線・放射能の監視・測定			
12	1 放射線・放射能測定計画の策定	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
1 空間放射線線量のモニタリング			
	1 モニタリングポストによる常時監視	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	2 携帯型放射線測定器等による随時測定	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	3 航空機モニタリング	原子力安全対策課	H24・H25
13	4 自動車による走行サーベイ	原子力安全対策課	H24・H25
	5 学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の放射線量測定	原子力安全対策課・スポーツ健康課 ほか	H23・H24・H25
14	6 県立都市公園等空間放射線量測定事業	都市計画課	H23・H24・H25
	7 スキー場の放射線線量率の測定	原子力安全対策課	H23・H24・H25
	8 港湾内空間放射線線量測定事業	港湾課	H23・H24・H25
	9 企業局所管施設空間線量測定業務	企業局水道経営管理室	H23・H24・H25～
2 放射性物質のモニタリング			
(1) 食べ物・飲み物			
15	1 農林水産物放射性物質対策事業(うち県産農林水産物放射性物質検査事業)	食産業振興課	H23・H24・H25～
	2 農林水産物放射性物質対策事業(うち放射性物質影響検証事業)	食産業振興課	H23・H24・H25～
16	3 農産物放射性物質対策事業	農産園芸環境課、農業振興課	H23・H24・H25～
	4 放射性物質影響調査事業	畜産課	H23・H24・H25～
	5 肉用牛出荷円滑化推進事業	畜産課	H23・H24・H25～
	6 水産物安全確保対策事業	水産業振興課	H23・H24・H25～
17	7 林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H23・H24・H25～
	8 放射性物質検査対策事業	食と暮らしの安全推進課	H23・H24・H25～
18	9 市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査	食と暮らしの安全推進課	H23・H24・H25
	10 企業局における水道水の放射性物質検査	企業局水道経営管理室	H23・H24・H25～
	11 母乳等の検査結果等に関する情報提供	子育て支援課	H23・H24・H25
	12 狩猟野生鳥獣の放射性物質検査	自然保護課	H23・H24・H25～
19	13 放射能 県民安心事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	14 消費生活センター機能充実事業	消費生活・文化課	H24・H25
	15 簡易測定器による農林水産物の放射能測定に係る検証事業	水産業振興課	H24
20	16 簡易測定器による食品の放射能測定に係る検証事業	食と暮らしの安全推進課	H24
(2) 子どもの給食			
	1 学校給食安全・安心対策事業	スポーツ健康課	H23・H24・H25～
	2 児童福祉施設等給食安全・安心対策事業	子育て支援課	H24・H25
(3) 食べ物を育む環境			
21	1 農産物放射性物質対策事業	農産園芸環境課	H23・H24・H25～
再	2 放射性物質影響調査事業	畜産課	H23・H24・H25～
再	3 林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H23・H24・H25～
(4) 産業活動			
22	1 工業製品放射線関連風評被害対策事業	新産業振興課	H23・H24・H25
	2 食品加工品等放射能関連風評被害対策事業	新産業振興課	H23・H24・H25
	3 港湾内海水放射能測定事業	港湾課	H23・H24・H25
23	4 港湾内放射能測定事業	港湾課	H23・H24・H25
	5 工業用水の放射性物質検査	企業局水道経営管理室	H23・H24・H25
	6 市町村等水道事業体における浄水発生土の放射性物質検査	食と暮らしの安全推進課	H23・H24・H25
24	7 浄水発生土の放射性物質検査	企業局水道経営管理室	H23・H24・H25～
	8 流域下水汚泥等放射能測定事業	下水道課	H23・H24・H25～
(5) その他			
25	1 学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査	スポーツ健康課	H23・H24・H25
	2 公共用水域等(河川・湖沼・海域等)及び地下水の放射性物質モニタリング	環境対策課	H23・H24・H25
	3 降下物の検査	原子力安全対策課	H23・H24・H25
26	4 スキー場の雪の放射能濃度の測定	原子力安全対策課	H23・H24・H25
第2 健康不安への配慮			
27	1 健康影響検討調査事業	健康推進課	H23・H24・H25
第3 汚染被害の拡大防止			
A 放射性物質汚染の拡大防止			
1 空間放射線線量の低減化			
28	1 除染対策支援事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	2 放射線・放射能広報事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止			
	1 食品衛生上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策	環境生活部・農林水産部・関係課	H23・H24・H25～
29	2 農林水産物放射性物質対策事業(うち県産農林水産物放射性物質検査事業)	食産業振興課	H23・H24・H25～
再	3 農産物放射性物質対策事業	農産園芸環境課、農業振興課	H23・H24・H25～
再	4 放射性物質影響調査事業	畜産課	H23・H24・H25
30	5 肉用牛出荷円滑化推進事業	畜産課	H23・H24・H25～
	6 廃用牛低減緊急対策事業	畜産課	H24
	7 畜産試験場家畜管理	畜産課	H23・H24
31	8 水産物安全確保対策事業	水産業振興課	H23・H24・H25～
再	9 林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H23・H24・H25～
再	10 市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査	食と暮らしの安全推進課	H23・H24・H25
32	11 企業局における水道水の放射性物質検査	企業局水道経営管理室	H23・H24・H25～
再	12 放射性物質検査対策事業	食と暮らしの安全推進課	H23・H24・H25～
再	13 消費生活センター機能充実事業	消費生活・文化課	H24・H25
B 経済的被害の拡大防止			
1 金融・経営支援			
33	1 中小企業経営安定資金等貸付金	商工経営支援課	H23・H24・H25～
	2 被災中小企業者対策資金利子補給事業	商工経営支援課	H23・H24・H25～
	3 販路回復支援事業	商工経営支援課	H25～
34	4 被災中小企業海外ビジネス支援事業	海外ビジネス支援室	H23・H24・H25
	5 東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業	農林水産経営支援課	H23・H24・H25～
	6 県産農林水産物等イメージアップ推進事業	食産業振興課	H23・H24・H25～
35	7 宮城県産品風評対策強化事業	食産業振興課	H24・H25
	8 県産農林水産物・食品等利用拡大事業	農林水産政策室	H23・H24・H25
	9 県産農林水産物等消費回復・販路拡大モデル事業	農林水産政策室	H24
36	10 農産物の放射性物質吸収抑制対策	農産園芸環境課	H23・H24・H25
	11 肉用牛経営緊急支援事業	畜産課	H23
	12 肉用牛出荷円滑化推進事業(集中管理への支援)	畜産課	H23・H24
37	13 廃用牛低減緊急対策事業	畜産課	H24
	14 草地土壌放射性物質低減対策事業	畜産課	H24・H25
38	15 林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H23・H24・H25～
再	16 林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H24・H25
再	17 水産都市活力強化対策事業	水産業振興課	H25～

頁	実施計画における個別取組方針及び事業・取組名	担当課・室	事業年度
	2 技術支援		
39	再 1 農林水産物放射性物質対策事業(うち県産農林水産物放射性物質検査事業)	食産業振興課	H23・H24・H25～
	再 2 農林水産物放射性物質対策事業(うち放射性物質影響検証事業)	食産業振興課	H23・H24・H25～
	再 3 農産物放射能対策事業	農産園芸環境課・農業振興課	H23・H24・H25
40	再 4 農産物の放射性物質吸収抑制対策	農産園芸環境課	H23・H24・H25
	再 5 農産物の安全性確保強化事業	農産園芸環境課	H23
	再 6 放射性物質影響調査事業	畜産課	H23・H24・H25
41	再 7 草地土壌放射性物質低減対策事業	畜産課	H24・H25
	再 8 林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H24・H25～
	再 9 林産物放射性物質対策事業	林業振興課	H24・H25
42	再 10 森林除染実証事業	林業振興課	H24・H25
	再 11 被災農地における早期復興技術の開発事業	農業振興課	H23・H24・H25
	再 12 農産物の放射性物質対策に関する技術情報	農業振興課・農産園芸環境課・畜産課	H23・H24・H25
43	再 13 食品加工品等放射能関連風評被害対策事業	新産業振興課	H23・H24・H25
	再 14 水産加工協同組合等における測定機器整備促進と検査員のスキルアップ	水産業振興課	H23・H24・H25
	再 15 放射能 県民安心事業	原子力安全対策課	H24・H25～
	再 16 工業製品放射線関連風評被害対策事業	新産業振興課	H23・H24・H25
44	3 情報発信等		
	再 1 県産農林水産物等イメージアップ推進事業	食産業振興課	H23・H24・H25～
	再 2 宮城県産品風評対策強化事業	食産業振興課	H24・H25
45	再 3 水産都市活力強化対策事業	水産業振興課	H25～
	再 4 観光復興緊急対策事業	観光課	H23・H24・H25
	再 5 観光復興イベント開催事業	観光課	H23・H24
46	再 6 みやぎ観光復興イメージアップ事業	観光課	H23・H24・H25
	再 7 みやぎ観光復興誘客推進事業	観光課	H24・H25
	再 8 国等との連携による東北観光博の実施	観光課	H23・H24
47	再 9 みやぎ観光活性化プロモーション事業	観光課	H24
	再 10 みやぎ観光誘客加速化事業	観光課	H24
	再 11 風評被害等観光客実態調査事業	観光課	H25
48	再 12 外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業	観光課	H25
	再 13 放射線・放射能広報事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	再 14 農林水産物の安全宣言等	食産業振興課	H23・H24・H25
49	再 15 安全・安心な観光地の周知等	観光課	H23・H24・H25
	再 16 渡航制限の解除に向けた働きかけ	観光課, 国際経済・交流課	H23・H24・H25
	再 17 農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ	食産業振興課	H23・H24・H25
第4 放射線線量低減化対策			
50	1 推進体制の整備		
	再 1 放射線・放射能広報事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	再 2 除染対策支援事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	2 市町村が行う除染への支援		
51	再 1 除染対策支援事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	再 2 除染対策支援事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	再 3 除染対策支援事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	再 4 測定機器の貸出等	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
52	3 県有施設等の除染		
	再 1 県有施設等の除染事業	土木部, 教育庁ほか	H24・H25
	再 2 畜産試験場家畜管理	畜産課	H23・H24
	再 3 草地土壌放射性物質低減対策事業(牧場除染)	畜産課	H24・H25
第5 汚染物・廃棄物の処理			
53	再 1 放射性物質汚染廃棄物処理事業	循環型社会推進課	H23・H24・H25～
	再 2 給与自糞牧草等処理円滑化事業	畜産課	H23・H24・H25
	再 3 浄水発生土保管・管理・搬出業務	企業局水道経営管理室	H23・H24・H25～
54	再 4 公共下水汚泥適正処理指導事業	下水道課	H23・H24・H25
	再 5 災害等廃棄物処理事業	震災廃棄物対策課	H23・H24・H25
	再 6 薪・木炭の適切な保管・管理に関する助言	林業振興課	H23・H24・H25
第6 損害への対応			
55	再 1 みやぎ県民会議運営事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	再 2 民間事業者等に対する損害賠償請求支援	原子力安全対策課・関係課	H23・H24・H25～
第7 正しい知識の普及・啓発			
56	再 1 放射線・放射能広報事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	再 2 みやぎ県民会議運営事業	原子力安全対策課	H23・H24・H25～
	再 3 民間事業者等に対する損害賠償請求支援	原子力安全対策課・関係課	H23・H24・H25～
	再 4 観光復興緊急対策事業	観光課	H23・H24・H25
57	再 5 観光復興イベント開催事業	観光課	H23・H24・H25
	再 6 みやぎ観光復興イメージアップ事業	観光課	H23・H24・H25
	再 7 みやぎ観光復興誘客推進事業	観光課	H24・H25
58	再 8 みやぎ観光活性化プロモーション事業	観光課	H24
	再 9 みやぎ観光誘客加速化事業	観光課	H24
	再 10 県産農林水産物等イメージアップ推進事業	食産業振興課	H23・H24・H25～
59	再 11 宮城県産品風評対策強化事業	食産業振興課	H24・H25
	再 12 子どもたちに対する放射線に関する指導	義務教育課, 高校教育課	H23・H24・H25
60	再 13 教職員等を対象とした研修会の開催	スポーツ健康課	H23・H24・H25

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

第1 放射線・放射能の監視・測定

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
放射線・放射能測定計画の策定 第1-No1	・事故由来の放射線・放射能に係る測定を計画的かつ体系的に実施する。		妥当	成果があった	概ね効率的
	事業実績	事業効果			
実施年度	○策定期期 ・H23年6月：東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に係る当面の測定方針の制定	・事故後速やかに「当面の測定方針」として取りまとめて公表することで、事故後環境中に放出された放射性物質への県民不安の払拭につながった。 ・平成24年3月に策定された事故被害対策実施計画に併せて、「当面の測定方針」を「宮城県放射線・放射能測定実施計画」へ改め以後、随時内容を更新し、最新の内容を公表することで、県民の安心を求める声に応じている。	維持		
H23・H24・H25～	・H24年5月：宮城県放射線・放射能測定実施計画の制定				
事業主体	・H24年7月：同計画の改正 ・H25年1月：同計画の改正 ・H25年4月：同計画の改正 ・H25年：1回程度改正見込み		事業・取組の方向性		
県					
担当課・室					
原子力安全対策課					
第2期へ向けての課題					
・事故後2年以上を経過し、事故直後の緊急的・問題探索的測定から、経時変化を確認していくモニタリングへと移行しつつある。県民のニーズ、国の総合モニタリング計画や、これまでの測定結果を勘案しながら、情勢に応じた計画となるよう定期的に見直していく必要がある。					

1 空間放射線線量のモニタリング

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
モニタリングポストによる常時監視 第1-1-No1	・モニタリングポストにより空間放射線線量率を24時間連続測定し、常時監視を行い、県内全域の空間放射線量の推移変化を把握する。		妥当	成果があった	効率的
	事業実績	事業効果			
実施年度	設置箇所数 ・H23年度：2箇所（市町村数） ・H24年度：40箇所（市町村数） ・H25年度：40箇所（市町村数）（見込み）	・設置前は、サーベイメータによる毎日定時の測定結果を定点測定として公表していたが、モニタリングポスト設置による連続測定及び結果のリアルタイムでのWebサイトでの公表体制が整備され、県民が最新の情報にいつでもアクセスできるようになった。 ・また、連続測定により、福島第一原発の影響を常時監視できるようになり、緊急の際の有用な情報源となっている。 ・県内全域40箇所の連続測定により、空間放射線量率の有意な上昇がないことが継続的に確認されており、このことにより県民不安の解消に寄与している。	維持		
H23・H24・H25～					
事業主体			事業・取組の方向性		
県					
担当課・室					
原子力安全対策課					
第2期へ向けての課題					
・県内全域における測定体制は整備できたが、県民の放射線に関する不安は根強い。 ・測定機器の適切な維持管理や蓄積されていくデータの利活用が必要となっている。					

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
携帯型放射線測定器等による随時測定 第1-1-No2	・県内全市区町村に携帯型放射線測定器を貸与し、市町村において地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施する。		妥当	成果があった	効率的
	事業実績	事業効果			
実施年度	市町村への携帯型放射線測定器の配備台数 ・H23年度：47台（市町村数 35） ・H24年度：43台（市町村数 33） ・H平成25年度：37台（市町村数 33）（見込み）	・H23年5月に県南地域13市町へ、同年6月に残りの県内市町村へ携帯型放射線測定器を配備し、定点測定を進めるとともに、市町村の判断による地域のきめ細かい測定を実施する体制が整備され、県民の測定に対する要望に応えることができるようになった。	維持		
H23・H24・H25～					
事業主体			事業・取組の方向性		
県					
担当課・室					
原子力安全対策課					
第2期へ向けての課題					
・県内全域における測定体制は整備できたが、県民の放射線に関する不安は根強い。 ・測定機器の適切な維持管理により、正確な測定を継続するため、市町村に対する技術的な助言が必要である。					

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
3 航空機モニタリング 第1-1-No3	・ 文部科学省が実施する航空機モニタリングについて、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。		妥当	ある程度成果があった	—		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	実施時期				・ 第1回目については、当時の文部科学省に要請し、他県と比較して早期に実施できた。本測定は県全域を面的に測定可能なもので、事故直後の当県への放射性物質の影響が明らかになり、各種対策や、県民への情報提供において大きな役割を果たした。 ・ 第3回目の調査によると80km圏内（宮城県南を含む）では約1年前の調査から放射線量が約40%減少していることが分かった。	
	H24・H25	・ H23年度：H23. 6. 7日～6. 12 1回 ・ H24年度：H23. 12. 5～12. 28 H24. 3. 13～3. 30 計2回 ・ H25年度：年1回程度実施予定（見込み）					
	事業主体	国					
	担当課・室	原子力安全対策課					
	第2期へ向けての課題						
・ 国の事業であり、今後も継続されるか不明確（平成25年度については福島県及び福島県隣県で実施が決定している）		維持					
4 自動車による走行サーベイ 第1-1-No4	・ 文部科学省が市町村に機器を貸し出して実施する走行サーベイについて、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	実施時期				・ 事故後から、主要幹線道路及び一般道路を測定しており、航空機モニタリングと同様、比較的面的な結果が得られることから、県民への広報以外にも、各種対策に活用されている。特に地域生活道路は、住民の生活に密着しており、有効に活用されている。 ・ 80km圏内の測定結果によれば、平成23年度から平成24年度同時期の1年間の間に、50%の線量低下が確認され、県民の不安払拭の一助となった。	
	H24・H25	・ H23年度：H23. 6. 7～6. 12 H23. 12. 5～12. 28 H24. 3. 13～3. 30 計3回 ・ H24年度：H24. 8. 20～10. 12 H24. 11. 5～12. 10 計2回 ・ H25年度：年2回実施予定（見込み）					
	事業主体	国 県 市町村					
	担当課・室	原子力安全対策課					
	第2期へ向けての課題						
・ 国の事業であり、今後も継続されるか不明確（平成25年度は年2回の実施が決定している） ・ 前述のとおり主要幹線道路や生活道路を測定することは重要であり、今後も年1回程度の実施がなされるよう要望していく。		維持					
5 学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の放射線量測定 第1-1-No5	・ 市町村の協力を得て学校や幼稚園、保育所等の校庭、園庭等における空間放射線線量率の測定を行い、幼児及び児童・生徒の安全性を確認する。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	校庭、園庭の測定施設数				・ 最大値は、平成23年度の0.76 μ Sv/hから、24年度には0.38 μ Sv/hに低減した。(50%減少) ・ 平均値は、平成23年度の0.13 μ Sv/hから、24年度には0.09 μ Sv/hに低減した。(約30%減少) ・ 0.23 μ Sv/hを超えた学校の数は、平成23年度の164校から、24年度には29校に減少した。	
	H23・H24・H25	・ H23年度：1,622施設 ・ H24年度：1,645施設 ・ H25年度：1,605施設（見込み）					
	事業主体	県 市町村					
	担当課・室	原子力安全対策課 スポーツ健康課 外					
	第2期へ向けての課題						
・ 除染やウエザリング効果などにより0.23 μ Sv/hを超過する学校数は減少してきており、県民の不安解消の観点から、事業継続の必要性を整理する必要がある。 ・ 市町村において定期的な測定が行われている学校が多数あり、整合を図る必要がある。		縮小					

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
東京都公園等空間放射線量測定事業 第1-1-No6	・県立5都市公園について定期的に測定を行い、公園内の空間放射線量率と経時的変化を把握する。		妥当	成果があった	—		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・H23年度：5公園 ・H24年度：5公園 ・H25年度：5公園（見込み）				・公園の空間放射線量を毎月定点観測し、ホームページで公表したことにより、安心して公園を利用することが出来た。	
	H23・H24・H25						
	事業主体						
	県						
担当課・室			事業・取組の方向性				
都市計画課			縮小				
第2期へ向けての課題							
・県立5都市公園の空間線量は安定しており、取り組みの終了時期の設定が課題である。							
スキー場の放射線量率の測定 第1-1-No7	・スキー場が所在する各市町の協力を得てスキー場における空間放射線量率の測定を行い、スキー客の不安を払拭する。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	スキー場の測定箇所数 ・H23年度：9地点 0.02～0.05 (μSv/h) ・H24年度：9地点 0.03～0.05 (μSv/h) ・H25年度：10地点（見込み）				・スキー場の空間放射線量率は低い値であり、安全性に問題ないことが確認された。 ・各スキー場は主要なレジャー施設であり、県内外に安全情報を提供できた。	
	H23・H24・H25						
	事業主体						
	県・市町村						
担当課・室			事業・取組の方向性				
原子力安全対策課			縮小				
第2期へ向けての課題							
・安全性に問題がないことが確認されているが、県民の不安解消の観点から事業継続の整理が必要。 ・県が主体となって実施する現在のスタイルを継続していくか検討が必要（スキー場は科学的にもリスクが低く、安全情報を出すことが目的となっている）。							
港湾内空間放射線量測定事業 第1-1-No8	・県内の港湾（仙台塩釜港仙台区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業者等に対し、周知する。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	1 件数（実施箇所合計の件数） ・H23年度：244件 ・H24年度：303件 ・H25年度：300件（見込み）				・ホームページによる測定結果の公開により、港湾利用者をはじめ、周辺住民にとって、有益な情報を提供できている。 ・また、事業実施以降、当該港湾の空間放射線量は基準値を超えたことがないため、港湾の安全性を対外的に示すことができている。 ・加えて、当該事業は、震災等緊急雇用創出事業を用いての事業（石巻港区を除く。）であり、被災者の雇用創出の場としての役割もある。	
	H23・H24・H25						
	事業主体						
	県	2 内容 (1) 測定箇所 仙台塩釜港仙台区、塩釜港区、石巻港区 (2) 測定頻度 週に2回					
担当課・室			事業・取組の方向性				
港湾課			維持				
第2期へ向けての課題							
・当該事業の今後の方向性について、他港の状況を踏まえ検討する必要がある。							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
9 企業局所管施設空間線量測定事業 第1-1-No9	・企業局所管浄水場内で稼働している脱水機施設が、現場作業員や周辺環境へ与える影響を調査する。		妥当	成果があった	概ね効率的
	事業実績	事業効果			
	実施年度	企業局所管施設空間線量測定事業（3浄水場） 3浄水場内で、毎週1回、5～7か所での放射線を測定し、作業員の安全及び周辺住民への安心を提供することができた。			
	H23・H24・H25～	・H23年度：延べ12回測定 ・H24年度：延べ95回測定 ・H25年度：延べ100回測定（見込み）			
	事業主体				
	県				
	担当課・室				
水道経営管理室		事業・取組の方向性			
第2期へ向けての課題			維持		
・各浄水場内の放射線量は安定しているものの、作業員及び周辺住民への安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。					

2 放射性物質のモニタリング

(1) 食べ物・飲み物

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
1 農林水産物放射性物質対策事業（うち県産農林水産物放射性物質検査事業） 第1-2-(1)-No1	・県産農林水産物の安全性を確認するとともに、県内企業の輸出品の放射線量を測定し輸出継続を支援する。		妥当	成果があった	効率的
	事業実績	事業効果			
	実施年度	○放射能検査機器整備事業 ○県産農林水産物放射性物質検査事業			
	H23・H24・H25～	・H23年度：1台 ・H23年度：1,307点 ・H24年度：3,477件 ・H25年度：4,000件（見込み）			
	事業主体				
	県				
	担当課・室				
食産業振興課		事業・取組の方向性			
第2期へ向けての課題			維持		
・セシウム137の半減期は30年と長期間であるため、効率的な検査体制を検討していく必要がある。					

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
2 農林水産物放射性物質対策事業（うち放射性物質影響検証事業） 第1-2-(1)-No2	・農畜産物及び農用地の土壌等に対する放射性物質の影響調査を行う。		妥当	成果があった	効率的
	事業実績	事業効果			
	実施年度	・市町村が実施する放射性物質測定調査体制づくりを支援することができた。			
	H23・H24・H25～	・H23年度：5市町 ・H24年度：7市町 ・H25年度：6市町（見込み）			
	事業主体				
	市町村				
	担当課・室				
食産業振興課		事業・取組の方向性			
第2期へ向けての課題			維持		
・セシウム137の半減期は30年と長期間であるため、放射性物質測定調査の支援を継続する必要がある。					

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
3 農産物放射能対策事業 第1-2-(1)-No3	・農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等を対象に放射性物質の濃度を把握し、今後の営農対策等の検討に資するデータ等を整備する。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を基本として、農産物の放射性物質検査の実施（精密検査）。検査結果を迅速に公表した。				農産物の放射性物質検査の実施	
	H23・H24・H25～					・放射性物質の基準値を超過した農産物が市場に流通しなかった。	
	事業主体	・H23年度:米 528点 麦類 27点 そば 26点 大豆 79点 野菜類, 果樹類 366点				・今後、放射性物質を測定するにあたり、より注視する必要がある品目の絞り込みができた。	
	県	・H24年度:米23,590点(精密検査3,275点,簡易検査20,315点) 麦類167点 そば245点 大豆1,439点 野菜類, 果樹類の精密検査を645点					
	担当課・室	・H25年度:野菜類, 果樹類を年間約2,300点					
農産園芸環境課 農業振興課			事業・取組の方向性				
第2期へ向けての課題							
・米, 大豆, そば, ブルーベリーなど, 吸収要因が不明な品目について, 県内48地点の現地調査は場を設置し, 吸収要因の解析と対策について検討する。							
維持							
4 放射性物質影響調査事業 第1-2-(1)-No4	・畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため、原乳の放射性物質濃度の検査を行う。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	<H24年度>				・本事業の実施により、畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。	
	H23・H24・H25～	1 調査品目 「原乳」 2 調査内容 「原乳」					
	事業主体	県内5集乳施設から毎週検体を採材し、放射性物質検査を実施し、県ホームページで公表した。					
	県	検査点数: H23:140点 H24:229点					
	担当課・室						
畜産課			事業・取組の方向性				
第2期へ向けての課題							
・現状では、最大限必要な範囲での検査を実施しているが、今後は、状況に応じて検査件数・内容を検討し、対応していく。							
拡充							
5 肉用牛出荷円滑化推進事業 第1-2-(1)-No5	・安全安心な県産牛肉の流通・消費を図るため、県産牛全頭の放射性物質検査を行う。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	検査頭数				・消費者の放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産牛肉の流通・消費を確保している。	
	H23・H24・H25～	・H23年度:18,408頭 暫定基準値超過1頭					
	事業主体	・H24年度:32,734頭 新基準値超過1頭					
	県	・H25年度:33,000頭 (見込み)					
	担当課・室						
畜産課			事業・取組の方向性				
第2期へ向けての課題							
・全頭検査の終期の方向性が決定されていないため、現状の体制の中で最大限効果的に検査を実施していく。							
維持							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
6 水産物安全確保対策事業 第1-2-(1)-No6	・放射能検査機器を導入し、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施することにより、宮城県産水産物の安全流通に資する。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・検査実績 H23年度 精密検査：64検体(県測定分) 簡易検査：995検体				・県水産技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を導入するとともに、主要産地魚市場及び水産加工業協同組合等に簡易放射能測定器を設置し、検査を強化することによって、消費者や流通業者に対して県産水産物の安全性をアピールできた。	
	H23・H24・H25～						
	事業主体	H24年度 精密検査：313検体(県測定分) 簡易測定：6,167検体					
	県 その他						
担当課・室							
水産業振興課							
第2期へ向けての課題							
・全体的に放射性セシウムの値が下がってきているが、今後も引き続き、出荷制限魚種の解除に向けて安定的に検査を行っていく必要がある。							
維持							
7 林産物放射性物質対策事業 第1-2-(1)-No7	・きのこ・山菜類等特用林産物の安全・安心を確保するため、出荷前の段階で放射性物質検査を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	○放射性物質検査 ・H23年度 簡易検査 109検体 精密検査 119検体 ・H24年度 簡易検査 529検体 精密検査 195検体 ・H25年度 簡易検査 126検体 精密検査 231検体 (H25.7.5現在)				○放射性物質検査 出荷制限(原木しいたけ(露地)他6品目)及び出荷自粛(たらのめ他3品目)により、特用林産物の安全・安心を確保。	
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
担当課・室							
林業振興課							
第2期へ向けての課題							
・放射性物質の減衰から、第一期にみられた出荷制限の頻出は少なくなるが、解除に向けた取組や支援を強化するとともに、各種検査を更に計画的・効率的に実施する必要がある。							
拡充							
8 放射性物質検査対策事業 第1-2-(1)-No8	・放射性物質検査機器を整備し、県産牛の出荷前検査を継続的に行うことで、食の安全・安心を確保する。さらに、平成24年度からは、流通段階における食品の放射性物質検査を実施し、検査結果を公表するとともに、基準に違反した食品が確認された場合は、速やかに回収等の措置を講ずる。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	○H23年度(牛全頭検査等) ・検査実績：牛肉11件、牛全頭検査445件、牛乳3件、計459件 (全ての検体で暫定規制値を下回った。) ○H24年度(牛全頭、豚等、流通食品) ・検査実績：牛全頭検査1,408件、豚等検査65件、流通食品252件、計1,725件 (全ての品目について基準値を下回った。) ○H25年度(新たに、めん類等穀類、乾燥野菜(果実)、野菜(果実)ジュース、食肉製品等食肉加工品、鶏肉、魚介類加工品・水産加工品を追加して検査計画を策定し、検査を実施している) ・検査計画：牛全頭検査1,320件、豚等検査112件、流通食品288件、計1,720件。				・検査の実施により県内に流通する食品について安全性が確認され、さらに、測定結果及び検査に関する正確な情報を県民に対して迅速に提供することにより、食の安全・安心を確保し、県民の不安の解消につなげることができた。 ・出荷前の生産段階でのモニタリング検査が有効に機能していることが確認された。	
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
担当課・室							
食と暮らしの安全推進課							
第2期へ向けての課題							
・H26年度以降も、流通食品の検査を継続していく。牛全頭検査については、出荷制限の一部解除要件となっているため、出荷制限解除まで継続する。							
維持							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
9 市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査 第1-2-(1)-No9	・水道事業体からの依頼に応じて、水道水に安全・安心を確保する。		概ね妥当	ある程度成果があった	—	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	・各水道事業体は登録検査機関において、検査を実施していたため、県への依頼はなかった。				
	H23・H24・H25～	・県では、検査結果を取り纏め、ホームページ上で公開しており、水道の安全性をアピールしている。				
	事業主体	・各水道事業体実施 H23年度：2,241検体 H24年度：2,043検体 H25年度：649検体 (H25.7.11現在)				
	県					
担当課・室			事業・取組の方向性			
食と暮らしの安全推進課			維持			
第2期へ向けての課題						
・これまでの測定結果から今後管理目標値を超える可能性は低いと考えられる。						
10 企業局における水道水の放射性物質検査 第1-2-(1)-No10	・水道水の放射性物質検査を行い、安全・安心な水道水を受水市町村に供給する。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	企業局における水道水の放射性物質検査 (3浄水場)				
	H23・H24・H25～	毎週1回、3浄水場から配水する水道水の放射能濃度を測定し、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、県民に安心を提供することができた。				
	事業主体	・H23年度：延べ33検体測定 ・H24年度：延べ153検体測定 ・H25年度：延べ153検体測定 (見込み)				
	県					
担当課・室			事業・取組の方向性			
水道経営管理室			維持			
第2期へ向けての課題						
・水道水の放射性物質については、平成24年度及び平成25年度は、不検出の状況が続いているが、県民の安全を確保し、安心を提供するためにも今後も継続する必要がある。						
11 母乳の検査結果等に関する情報提供 第1-2-(1)-No11	・放射線が母乳に与える影響等について、国が実施した調査の結果や国の見解等に関する情報提供を行う。		概ね妥当	ある程度成果があった	—	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	掲載情報の内容 (H24年度-H25年度)				
	H23・H24・H25	「母乳中の放射性物質濃度等に関する調査」に関する情報				
	事業主体	・国の調査結果及び評価等 ・上記を踏まえた日本小児科学会及び日本産婦人科学会等の見解 ・国 (厚生労働省) が作成したパンフレット				
	国 県					
担当課・室			事業・取組の方向性			
子育て支援課			維持			
第2期へ向けての課題						
・国では新たな調査等は実施していないが、福島第一原子力発電所事故の処理が継続されるなか、放射性物質の影響に対する懸念は払拭されておらず、継続して関連情報の収集と発信に努める必要がある。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
12 狩猟野生鳥獣の放射性物質検査 第1-2-(1)-No12	・県内各地で食用に供されるイノシシ等野生鳥獣の肉の放射能検査実施と結果周知・公表を継続して行う。		妥当	成果があった	課題有		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・H23年度：18件 ・H24年度：53件 ・H25年度：200件（見込み）				・イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカにおいて、複数頭から基準値超過が検出されたことによる出荷制限指示等を速やかに県民に周知し、食の安全が図られた。	
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
自然保護課							
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び宮城県猟友会の協力を得て検体確保に努め、県全体の状況把握を図る。 ・出荷制限の種について、安全といえる状況を見極め、適時、出荷制限解除の協議・手続きを行う。 ・野生鳥獣の出荷制限により狩猟による捕獲数や狩猟者数が減少しており、今後の有害鳥獣対策実施など野生鳥獣の適切な保護管理の推進に影響を与えることが懸念される。 							
維持							
13 放射能 県民安心事業 第1-2-(1)-No13	事業・取組の目的		妥当	成果があった	効率的		
	・県民が持ち込んだ家庭菜園の農産物等の安全性を確認できるようにする。						
	事業実績					事業効果	
	実施年度	持ち込み測定件数 ・H23年度：集計開始前 ・H24年度：8,997件（H24年8月から集計開始） ・H25年度：4,876件（H25年5月末現在）				・事故により放出された放射性物質による、飲食物への影響については、事故直後から県による検査体制により、国の基準値を下回るものが流通しているが、一方、自家栽培の野菜や山などの自然から採取した食品は検査対象外となり、事故後検査体制の整備が求められていた。本事業により、平成24年10月までに全ての市町村で住民持ち込みによる放射性物質の測定事業が開始され、流通外の食品に対する県民不安の解消につながっている。	
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県	県による配備台数：34台 市町村独自配備、消費者庁貸与機器も含めた総数：103台					
担当課・室							
原子力安全対策課							
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域における測定体制は整備できたが、県民の放射能に関する不安は根強い。 ・測定機器の適切な維持管理により、正確な測定を継続するため、市町村に対する技術的な支援が必要である。 ・機器のランニングコストについては、消費者行政活性化基金を活用できたが、平成26年度以降は不透明となっている。 							
維持							
14 消費生活センター機能充実事業 第1-2-(1)-No14	事業・取組の目的		妥当	成果があった	概ね効率的		
	・市町村が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、国の交付金を活用して支援を行い、消費者が購入、生産及び採取した食品等に対する放射性物質測定を行う。						
	事業実績					事業効果	
	実施年度	○市町村消費者行政活性化事業補助金（一般会計・特別会計） ・H24年度：20市町 44,971千円 ・H25年度：26市町 64,773千円（見込み）				○市町村に対して、放射性物質検査機器等の整備、検査機器等のメンテナンス及び消耗品等購入経費を補助したことにより、市町村が実施する食の安全安心に関する事業（学校給食食材や市民持ち込み食材の放射性物質測定検査等）を支援することができ、食の安全性への不安解消に努めることができた。	
	H24・H25						
	事業主体						
	市町村	○主な市町村事業の内容 ・放射性物質の検査機器の整備 ・検査の委託 ・検査を行う専門家の活用 ・専門図書、資料等の購入					
担当課・室							
消費生活・文化課							
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・当該補助金は、国の交付金等により造成された消費者行政活性化基金を財源に交付しているが、当該基金の実施期間が平成25年度末で終了するため、今後、市町村においては、検査機器の維持管理費（メンテナンス費及び消耗品等購入費）について、財政的負担の増加が懸念される。 							
維持							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性		
15 簡易測定器による農林水産物の放射能測定に係る検証事業 第1-2-(1)-No15	・県が整備し、かつ、保有する水産物における放射性物質の濃度を把握するために必要な簡易測定器の改良を行い、その有効性を検証することで、宮城県産水産物の安全流通に資する。	妥当	成果があった	効率的		
	事業実績				事業効果	
	実施年度				・検査実績 検査機器改良 NaIシンチレーションスペクトロメータ (5台)	・簡易測定器の改良を行ったことにより、検査精度を高めることができ、安定した検査体制を維持することが可能になった。
	H24					
	事業主体					
	県					
担当課・室		事業・取組の方向性				
水産業振興課		廃止				
第2期へ向けての課題						
・機器の改良整備は完了し、新基準値対応の検査が可能となったことから、事業は終了した。						
16 簡易測定器による食品の放射能測定に係る検証事業 第1-2-(1)-No16	・県が整備し、かつ、保有する食品における放射性物質の濃度を把握するために必要な簡易測定器の改良を行い、その有効性を検証する。	妥当	ある程度成果があった	効率的		
	事業実績				事業効果	
	実施年度				・既存簡易測定器NaIシンチレーションスペクトロメータを改良、簡易測定用検査機器1台を新設(牛全頭検査用) ・平成24年度：検査実績 牛全頭検査 780件、流通食品 150件	・検査機器を改良し、新たに検査機器を整備して対応したことによって、牛全頭検査において新基準値対応の検査が可能となった。 ・流通食品検査のうち、一般食品については簡易測定器による測定が可能となり、検査の効率化が図れた。
	H24					
	事業主体					
	県					
担当課・室		事業・取組の方向性				
食と暮らしの安全推進課		廃止				
第2期へ向けての課題						
・機器の改良整備は完了し、新基準値対応の検査が可能となったことから、事業は終了した。						

(2) 子どもの給食

事業名・取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性		
1 学校給食安全・安心対策事業 第1-2-(2)-No1	・学校給食一色全体の事後検査と給食食材の事前サンプル検査を実施し、児童及び保護者等の学校給食に対する安心を確保する。	妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績				事業効果	
	実施年度				1 学校給食一食全体の事後検査 ・H23年度：2市 10検体実施 ・H24年度：12市町、8県立学校 296検体実施 ・平成25年度：12市町、7県立学校 295検体実施見込み	1 学校給食一食全体の事後検査 ・検査した検体すべてで、検出下限値未満であった。 2 学校給食用食材の事前検査 ・検査した検体すべてで、精密検査の実施目安(50Bq/kg)以内であった。
	H23・H24・H25～					
	事業主体					
	県・市町村・その他				2 学校給食用食材の事前検査 ・H23年度：簡易型放射能測定器8台の整備 ・H24年度：2,182検体実施 ・H25年度：約2,000検体実施見込み	
担当課・室		事業・取組の方向性				
スポーツ健康課		維持				
第2期へ向けての課題						
・これまで震災後3か年の測定結果により、全てにおいて安全性に問題ないことが確認されているが、福島第一原子力発電所事故の処理が継続されるなか、放射性物質の影響に対する懸念は払拭されおらず、継続して食材の安全・安心に関する情報の発信に努める必要がある。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
2 児童福祉施設等給食安全・安心対策事業 第1-2-(2)-No2	・児童のより一層の安全・安心確保の観点から、児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の有無について把握する。		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的			
	事業実績					事業効果		
	実施年度	○給食一食全体の事後検査 H24年度：検査実施県有施設 2施設 H24年度：検査補助実施市町 2市町（12施設）				・検査実施施設の給食食材については、いずれも検出下限値を超える放射性物質が検出されなかったこと、また、この結果が公表することで利用者の安全・安心のための情報を共有することができた。		
	H24・H25							
	事業主体							
	県・市町村							
担当課・室			事業・取組の方向性					
子育て支援課			維持					
第2期へ向けての課題								
・給食食材の検査については、調理前の食材を検査するもの（事前検査）と提供後の一食全体を検査するもの（事後検査）があり、後者については市町村によって対応が分かれている。 ・福島第一原子力発電所事故の処理が継続されるなか、放射性物質の影響に対する懸念は払拭されておらず、継続して食材の安全・安心に関する情報の発信に努める必要がある。								

(3) 食べ物を育む環境

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
1 農産物放射能対策事業【再掲】 第1-2-(3)-No1	・農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等を対象に放射性物質の濃度を把握し、今後の営農対策等の検討に資するデータ等を整備する。		妥当	成果があった	効率的			
	事業実績					事業効果		
	実施年度	土壌中の放射性物質濃度の測定 ・H23年度： 定点として設置したほ場 19点 土壌の総検査数検査 874点（定点含む）				・県内の土壌中の放射性物質濃度の現状が把握できた。 ・カリ資材の散布により、放射性物質の吸収抑制効果があることが確認できた。		
	H23・H24・H25～							
	事業主体	・H24年度： 定点として設置したほ場 27ヶ所 その他に県内256ヶ所の土壌中の放射性物質を測定						
	県	・H25年度： 定点として設置したほ場 27ヶ所						
担当課・室			事業・取組の方向性					
農産園芸環境課			維持					
第2期へ向けての課題								
・放射性物質の吸収メカニズムの大勢は把握できたが、例外的な事例が存在するのでその解明が必要となる。								
事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
2 放射性物質影響調査事業【再掲】 第1-2-(3)-No2	・粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行い、畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導する。		妥当	成果があった	効率的			
	事業実績					事業効果		
	実施年度	<H24年度> 1 調査品目 「粗飼料」・「牧草土壌等」 2 調査内容 ・「粗飼料」：牧草等について県内モニタリング調査を実施し、安全性を確認した上で畜産農家での利用の可否を判断した。 検査点数 H23：270点 H24：651点 ・「牧草土壌等」：畜産試験場・県内公共放牧場の土壌や生産された粗飼料について検査を実施し、牧草等への放射性物質の移行等の調査を実施した。 検査点数 H24：104点				・本事業の実施により、畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。		
	H23・H24・H25～							
	事業主体							
	県							
担当課・室			事業・取組の方向性					
畜産課			拡充					
第2期へ向けての課題								
・現状では、最大限必要な範囲での検査を実施しているが、今後は、状況に応じて検査件数・内容を検討し、対応していく。								

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
林産物放射性物質対策事業【再掲】 第1-2-(3)-No3	・特用林産物の安全・安心を確保するため、きのこ原木やほだ木などの検査を広域的に行う。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	○きのこ原木やほだ木の検査 ・H24年度： 検査総数 242検体(基準超過202検体) ・H25年度：(検査とりまとめ中)				○きのこ原木やほだ木の検査 使用基準を超過した原木やほだ木を特定することで、経営再開のための基本情報が得られるとともに、東電賠償の証憑として使われることに繋がった。	
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
林業振興課							
第2期へ向けての課題							
・放射性物質の減衰から、ほだ木の検査依頼は少なくなるが、今後はほだ木等として使用する前の、広葉樹原木としての検査が多くなることから、検査を計画的・効率的に実施する必要がある。							
事業・取組の方向性 拡充							

(4) 産業活動

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
工業製品放射線関連風評被害対策事業 第1-2-(4)-No1	・県内で生産される工業製品について残留放射能を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・H23年度：351件 ・H24年度：206件 ・H25年度：150件(見込み)				・県内で製造した工業製品の放射線を測定することにより、その安全性を確認し、風評被害の防止に効果をあげた。 ・測定結果の証明書を発行することにより、公的機関等の証明が必要とされる場合に対応することができた。	
	H23・H24・H25						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
新産業振興課							
第2期へ向けての課題							
・信頼性のある測定を実施するためには、測定機の維持、管理が課題としてあげられる。							
事業・取組の方向性 維持							

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
食品加工品等放射能関連風評被害対策事業 第1-2-(4)-No2	・県内で生産される加工品、食品加工品等について残留放射能濃度を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・H23年度：12件 ・H24年度：44件 ・H25年度：40件(見込み)				・食品は特に安全性が求められる製品であることから、県内で加工した食品の放射能濃度を測定することにより、その安全性を確認し、風評被害の防止に効果をあげた。 ・測定結果の証明書を発行することにより、公的機関等の証明が必要とされる場合に対応することができた。	
	H23・H24・H25						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
新産業振興課							
第2期へ向けての課題							
・信頼性のある測定を実施するためには、測定機の維持、管理及び測定場所の維持管理が課題としてあげられる。 ・測定のための前処理や測定に時間がかかるため、測定件数が増えた場合の運営方法が課題としてあげられる。							
事業・取組の方向性 維持							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
3 港湾内海水放射能測定事業 第1-2-(4)-No3	・県内の港湾（仙台塩釜港仙台区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し、周知する。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	1 件数（実施箇所合計の件数） ・H23年度：65件 ・H24年度：78件 ・H25年度：75件（見込み）				・ホームページによる測定結果の公開により、港湾利用者をはじめ、周辺住民にとって、有益な情報を提供できている。 ・また、事業実施以降、当該港湾内における海水中の放射性物質は不検出であることから、港湾の安全性を対外的に示すことができている。 ・加えて、当該事業は、震災等緊急雇用創出事業を用いての事業（石巻港区を除く。）であり、被災者の雇用創出の場としての役割もある。	
	H23・H24・H25						
	事業主体	2 内容					
	県	(1) 測定箇所 仙台塩釜港仙台区、塩釜港区、石巻港区					
担当課・室	(2) 測定頻度 2週間に1回						
港湾課							
第2期へ向けての課題							
・当該事業の今後の方向性について、他港の状況を踏まえ検討する必要性がある。							
維持							
4 港湾内放射能測定事業 第1-2-(4)-No4	・仙台塩釜港の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し、周知する。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	1 件数 ・H23年度：5,263件 ・H24年度：16,524件 ・H25年度：16,712件（見込み）				・ホームページによる測定結果の公開により、国内外の港湾利用者にとって、有益な情報を提供できている。 ・また、除染基準値を超えたコンテナについて搬入元に返送することとしているため、安全なコンテナのみを扱っている港湾として、国内外にアピールできている。 ・加えて、当該事業は、震災等緊急雇用創出事業を用いての事業であり、被災者の雇用創出の場としての役割もある。	
	H23・H24・H25						
	事業主体	2 内容					
	県	(1) 測定箇所 仙台塩釜港仙台区高砂コンテナターミナル					
担当課・室	(2) 測定頻度 平日毎日（※ターミナル閉鎖日を除く。）						
港湾課	(3) 測定本数 1日あたり約70本						
第2期へ向けての課題							
・当該事業の今後の方向性について、他港の状況を踏まえ検討する必要性がある。							
維持							
5 工業用水の放射性物質検査 第1-2-(4)-No5	・食品関連会社等のユーザーもいることから、工業用水の安全を確認する。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	企業局における工業用水の放射性物質検査（3工業用水道事業） ・H23年度：延べ33検体測定 ・H24年度：延べ153検体測定 ・H25年度：延べ153検体測定（見込み）				毎週1回、各ユーザーに配水する工業用水の放射能濃度を測定し、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、ユーザーに安心を提供することができた。	
	H23・H24・H25						
	事業主体						
	県						
担当課・室							
水道経営管理室							
第2期へ向けての課題							
・工業用水の放射性物質については、平成24年度及び平成25年度は、不検出の状況が続いているが、工業用水の安全を確保しユーザーへの安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。							
維持							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
6 市町村等水道事業体における浄水発生土の放射性物質検査 第1-2-(4)-No6	・水道事業体からの依頼に応じて、浄水発生土の適切な保管・処分を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	・H23年度：76検体（うち68検体は東北大学において測定） ・H24年度：35検体 ・H25年度：17検体（H25.7.16現在） （予定検体数：51検体）				・各水道事業体における浄水発生土の再利用または埋立等の処分方法の判断指標となっている。また県では、測定結果については各水道事業体に通知するとともに、ホームページ上で公開している。 ・現在までに環境省において指定されている8,000Bq/kgを超える浄水発生土は約461トンである。（H25.7.9現在）
	事業主体					
	担当課・室					
第2期へ向けての課題			維持			
・現在、8,000Bq/kg以下の浄水発生土の処分については一部受入を制限されている状況下にあるが、今後受入が開始された際、搬出に伴う測定が予想される。						
7 浄水発生土の放射性物質検査 第1-2-(4)-No7	・放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管や廃棄物処理施設に搬出処分するため、放射能濃度の測定を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	企業局における浄水発生土の放射性物質検査 ・H23年度：延べ10検体測定 ・H24年度：延べ64検体測定 ・H25年度：延べ70検体測定（見込み）				各浄水場等から発生する浄水発生土について、月2回、放射能濃度を測定することにより、放射能濃度に応じた適切な保管・管理を行うことができた。また、その結果を公表することにより、県民に安心を提供することができた。
	事業主体					
	担当課・室					
第2期へ向けての課題			維持			
・浄水発生土の放射能濃度は、遞減傾向にあるものの、いまだに100Bq/kg以上の値を示している浄水場があり、今後も引き続き計測を行い、適正管理に努める必要がある。						
8 流域下水道汚泥等放射能測定事業 第1-2-(4)-No8	・脱水汚泥等の放射能濃度を定期的に測定し、放射能濃度に応じた適切な処分を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	・H23年度：68件 ・H24年度：94件 ・H25年度：120件（見込み）				・汚泥の放射能が受入基準値以下であることが確認されるため、汚泥の適正処分・再資源化が実施出来ている。 ・受入基準を超過する汚泥が確認された場合は直ちに搬出を停止する等の処置が可能のため、搬出先とのトラブルが回避されている。
	事業主体					
	担当課・室					
第2期へ向けての課題			維持			
・下水道の管理運営への影響が懸念されるので、放射能に起因する処分費の増分については、速やかに東京電力（株）に賠償金を請求し補償を受けたい。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

(5)その他

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
1 学校や保育所が保有するプールの水等の放射性物質検査 第1-2-(5)-No1	・学校のプール水のサンプル調査を実施し、児童生徒及び保護者等のプールの使用に対する安心を確保する。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	屋外プールの水質サンプル検査事業 ・H23年度：147件（49校×3回） ・H24年度：120件（40校×3回） ・H25年度：41件（41校×1回）				屋外プールの水質サンプル検査事業 ・H23年度においては、3校で放射性セシウム137が1Bq/kg検出されたが、厚生労働省が定めた基準値（飲料水）が10Bq/kgであるためプール使用については可である。 ・H24年度、25年度においては、すべての学校で放射性物質は検出されず、プール使用は可である。
	H23・H24・H25					
	事業主体					
	県市町村					
	担当課・室					
スポーツ健康課						
第2期へ向けての課題			縮小			
・これまで震災後3か年の測定結果により全てにおいて安全性に問題がないことが確認されており、かつプール水は事前に安全性が確認済である水道水を使用していることから、今後縮小する予定。						
2 公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング 第1-2-(5)-No2	・環境省が行う水質、底質、環境試料の放射性物質濃度の測定について適切な地点を選定し、水環境の汚染範囲の特定等をする。		概ね妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング事業 ・H23年度：公共用水域1回目138地点、2回目53地点、地下水39地点2回 ・H24年度：公共用水域1回目59地点、2回目60地点、3回目76地点、地下水22地点2回 ・平成25年度（見込み）：公共用水域76地点、地下水24地点（海水浴場については県で実施（H23；1地点）（H24；3地点））				環境中に放出された放射性物質の公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の実態把握の上、公表したことにより、県民の安心安全に役立った。
	H23・H24・H25					
	事業主体					
	国県					
	担当課・室					
環境対策課						
第2期へ向けての課題			維持			
・実態把握ができ、地点も絞り込みが行われている。地点についての要望は市町村と調整し今後も行っていき、適正な地点でのモニタリングが継続されるようにする。						
3 降下物の検査 第1-2-(5)-No3	・地表面に降下した放射性核種の測定を行い、ちりや雨水に含まれる放射性物質を確認する。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	降下物の検査件数 ・H23年度：6件 ・H24年度：50件 ・H25年度：12件（見込み）				・事故後、福島第一原発事故から継続的に放出されている放射性物質の、宮城県への影響を懸念する声が多数あり、H23年度末から週間降下物の測定を開始した。測定結果では、不検出又は微量の検出となっており、本測定は県民の不安払拭の一助となっている。 ・H25年度からは、さらに精度を上げた月間降下物の測定に変更した。
	H23・H24・H25					
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
原子力安全対策課						
第2期へ向けての課題			維持			
・県民の不安解消の観点から事業継続の整理が必要 ・機器整備により、平成25年度から環境放射能水準調査の一環として実施している。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名・取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
スキー場の雪の放射能濃度測定 第1-2-(5)-No4 4	・スキー場が所在する各市町の協力を得てスキー場における雪の放射能濃度を測定し、スキー場の安全性を確認する。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	スキー場の測定箇所数 ・H23年度：9地点 放射性物質不検出 ・H24年度：9地点 放射性物質不検出 ・H25年度：10地点（見込み）				・スキー場の雪に含まれる放射性物質は不検出であり、安全性に問題ないことが確認された。 ・各スキー場は主要なレジャー施設であり、県内外に安全情報を提供できた。
	H23・H24・H25					
	事業主体					
	県					
担当課・室			事業・取組の方向性			
原子力安全対策課			縮小			
第2期へ向けての課題						
・安全性に問題がないことが確認されているが、県民の不安解消の観点から事業継続の整理が必要 ・県が主体となって実施する現在のスタイルを継続していくか検討が必要（スキー場は科学的にもリスクが低く、安全情報を出すことが目的となっている）。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

第2 健康不安への配慮

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
健康影響検討調査事業 第2 No1	<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故に伴う健康に対する不安払拭 ・放射線に対する正しい知識の普及啓発等 		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	1 宮城県健康影響に関する有識者会議 (1) H23年度：2回開催 (2) H24年度：開催なし				○健康影響検討調査事業 1 有識者会議において、本県における放射線による健康への影響と健康調査の必要性について検討した結果、「科学的・医学的な観点からは、現状では健康への悪影響は考えられず、健康調査の必要性はなく健康影響の可能性は非常に低い」との提言を受けた。	
	H23・H24	2 健康影響確認検査 (1) H23年度検査実績及び受検者数 ① 甲状腺超音波検査：2日実施 (丸森町の子供64名) ② ホールボディカウンター検査 (内部被ばく線量測定) 2日実施 (丸森町の子ども43名, 保護者27名)				2 健康影響確認検査において、内部被ばく線量は全員1mSv未満(検出値：全員検出限界以下)で健康に影響ないと判断された。また、甲状腺検査においても原発事故による影響は認めらず、日常生活には影響ないと診断された。	
	事業主体	3 健康不安払拭のための対応策の実施 (1) 放射線に対する正しい知識の普及啓発 ① 住民・市町職員向け講演会の開催 ・H23年度：4回開催(1,000名参加) ・H24年度：2回開催(600名参加) ② 県政だよりへの記事掲載(H24年5月号)				3 住民・市町村職員向けの講演会では、著名な東北大学の川島隆太教授が講師を務めた結果、多くの住民の放射線に対する不安を解消できた。(第1回講演会の丸森町で実施したアンケートの結果：「良く理解できた」が80%、「まあまあ理解できた」が18%だった。)	
担当課・室	(2) 一般検診やがん検診の受診勧奨 ① 被災者特別検診の実施 ② がん検診の受診勧奨モデル事業 ・H24年度：10市町村で実施						
健康推進課	(3) 生活習慣の改善による発がんリスクの低減 (4) がん登録の整備推進 ・H23年度：19,904件登録 ・H24年度：26,308件登録						
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、行政機関からの一方的な情報提供ではなく、住民と専門家が一緒に放射線の健康影響について考えていくという視点(リスクコミュニケーション)にシフトしていく必要がある。 ・ がん検診の受診勧奨、生活習慣の改善等については、本県のがん対策や健康づくりにおける目標達成に向け、引き続き継続的な取組が必要である。 							
			事業・取組の方向性				
			縮小				

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

第3 汚染・被害の拡大防止
A 放射性物質汚染の拡大防止
1 空間放射線量の低減化

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
除染対策支援事業 第3-A-1-No1	・ 県民の被ばくりスクを低減させ、又は県民の不安を解消する。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	除染支援チーム派遣件数 ・ H23:50件 H24:82件 H25:60件(見込み) 除染対策連絡調整会議・担当者会議の開催状況				特措法に基づく除染が終了した施設数 (H25年5月末現在) ・ 学校:91施設 ・ 公園・スポーツ施設:63施設 ・ その他公共・民有施設:7施設
	H23・H24・H25～					
	事業主体	・ H23:2回 H24:3回 H25:3回(見込み)				・ 住宅:4施設 ・ 道路:0m
	県	除染講習会の開催状況 ・ H23:1回 H24:2回 H25:2回(見込み)				・ 森林:0m ・ 農地・牧草地:210,000㎡
担当課・室	除染アドバイザーの活動状況 ・ H23:1回 H24:4回 H25:4回(見込み)					
原子力安全対策課			事業・取組の方向性			
<p>・ 特措法に基づく指定市町による除染は、第2期計画期間以降も引き続き実施されることから、継続して市町村への支援が必要。</p> <p>・ 子どもの生活環境に係る除染が概ね終了し、指定市町においても、汚染の状況をはじめとする個別事情により、除染の進め方に違いが生じており、抱える課題も異なることから、各市町のニーズに沿ったきめ細やかな支援が必要。</p> <p>・ 指定市町以外の市町村においても、放射線に対する住民不安が続いていることから、放射線量の測定や測定結果に基づく対応等に関し、継続して市町村への支援が必要。</p>						
維持						
事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
放射線・放射能広報事業 第3-A-1-No2	・ 環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、県の放射線・放射能にかかる施策に対し、技術的・専門的見地からの助言を受ける。県民の不安を解消する。		妥当	成果があった	効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	環境審議会放射能対策専門委員の設置 ・ H23.12.26 6名委嘱				・ 県の施策に関し、技術的・専門的見地からの助言を踏まえ、放射線・放射能に関する知識の普及・啓発を行い、県民の不安の減少につながった。
	H23・H24・H25～					
	事業主体	専門委員会開催件数 ・ H23年度:2件 ・ H24年度:1件 ・ H25年度:1件(見込み)				
	県					
担当課・室			事業・取組の方向性			
原子力安全対策課			第2期へ向けての課題			
<p>・ 除染の対象が、戸建て住宅、道路、森林等に移ってくることから、引き続き、専門的な助言を踏まえた市町村への支援が必要。</p> <p>・ 環境中の放射線・放射能の影響が低下傾向にあることから、現在の測定体制の見直し(長期的なモニタリングや、対象の重点化)を検討。</p> <p>・ 今後の県の放射線・放射能対策のあり方についての答申。</p>						
維持						

2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
食品衛生法上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策 第3-A-2-No1	・ 基準値等を超過した場合には、速やかにその結果を公表し、関係事業者等に対し出荷自粛を要請する。また、国から、出荷制限の指示があった場合は、市町村、関係事業者に対し出荷を差し控えるよう要請する。		妥当	成果があった	効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	農林水産物の出荷前検査 (基準値超過点数/検査点数) ・ H23年度: 50/32,748点 ・ H24年度: 129/61,618点 ・ H25年度: 32/8,283点 (H25.7.4現在)				・ 農林水産物の出荷前検査において、基準値を超過した農林水産物については、直ちに結果を公表し、事前に定められた情報伝達ルートにより、県による出荷自粛の要請を行った。 ・ また、国から出荷制限の指示があった場合も、改めて関係機関への要請等を速やかに行った。
	H23・H24・H25～					・ これにより、食品の流通が未然に防止され、放射性物質による人体への汚染拡大が阻止された。
	事業主体	流通食品等の検査 (基準値超過点数/検査点数) ・ H23年度: 0/14点 ・ H24年度: 0/317点 ・ H25年度: 0/139点 (H25.7.4現在)				・ 流通食品等の取去検査においては、基準値を超過した食品は確認されず、安全な食品が流通していることが確認されるとともに、出荷前の放射性物質検査が適正に機能していることが確認された。
	国 県					
担当課・室			事業・取組の方向性			
環境生活部 農林水産部 関係課			第2期へ向けての課題			
<p>・ 農林水産物の出荷前検査では、基準を超過する事例は減少しつつあるが、林産物や水産物において、基準値を超過する事例も確認されていることから、食品の安全性と消費者の信頼性を確保するために引き続き対策を継続する必要がある。</p> <p>・ 流通食品の取去検査についても、同様に対策を継続する必要がある。</p>						
維持						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
2 農林水産物放射性物質対策事業（うち県産農林水産物放射性物質検査事業）【再掲】 第3-A-2-No2	事業実績		妥当	成果があった	効率的	
	事業効果					
	実施年度	放射能検査機器整備事業 ・H23年度：1台				放射能検査機器整備事業 ・国庫補助事業の活用により、ゲルマニウム半導体検出器1台を導入し、県産農林水産物の放射性物質検査体制を整備した。
	H23・H24・H25～	県産農林水産物放射性物質検査事業 ・H23年度：1,307点 ・H24年度：3,477件 ・H25年度：4,000件（見込み）				県産農林水産物放射性物質検査事業 ・適切な検査の実施により基準値を超過する農林水産物の流通防止を行ったほか、検査結果を迅速に公表することで、消費者の不安解消を図ることができた。
	事業主体	県				
	担当課・室					
	食産業振興課					
第2期へ向けての課題			維持			
・セシウム137の半減期は30年と長期間であるため、効率的な検査体制を検討していく必要がある。						
3 農産物放射能対策事業【再掲】 第3-A-2-No3	事業実績		妥当	成果があった	効率的	
	事業効果					
	実施年度	農産物の放射性物質検査の実施 基準値（暫定規制値）を超過した作物があった場合に、市町村（旧市町村）単位で、出荷自粛又は、出荷制限し、汚染の地域的な広がりを確認するため周辺の同品目の精密検査を実施した。				・基準値を超過した農産物が市場に流通しなかった。また、地域的な広がりを確認して、次年度の技術対策の基礎データとした。
	H23・H24・H25～					
	事業主体	県				
	担当課・室	・H23年度：なし ・H24年度：大豆、そば、米、ブルーベリー				
	農産園芸環境課 農業振興課					
第2期へ向けての課題			維持			
・超過した要因を明確に特定できないことから、さらなる分析が必要である。						
4 放射性物質影響調査事業【再掲】 第3-A-2-No4	事業実績		妥当	成果があった	効率的	
	事業効果					
	年度	・H24年度 調査品目：原乳、粗飼料、牧草土壌等 調査内容： 原乳：県内5集乳施設から毎週検体を採材し、放射性物質検査を実施し、県ホームページで公表した。				・本事業の実施により、畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。
	H23・H24・H25					
	実施年度	検査点数 H23：140点 H24：229点 粗飼料：牧草等について県内モリツグ調査を実施し、安全性を確認した上で畜産農家での利用の可否を判断した。検査点数 H23：81点 H24：651点 牧草土壌等：畜産試験場・県内公共放牧場の土壌や生産された粗飼料について検査を実施し牧草等への放射性物質の移行等の調査を実施した。検査点数：104点				
	県					
	担当課・室					
畜産課						
第2期へ向けての課題			拡充			
・現状では、最大限必要な範囲での検査を実施しているが、今後は、状況に応じて検査件数・内容を検討し、対応していく。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
5 肉用牛出荷円滑化推進事業（肉用牛の全頭検査）【再掲】 第3-A-2-No5	・安全安心な県産牛肉の流通・消費を図るため、県産牛全頭の放射性物質検査を行う。		妥当	成果があった	効率的		
	事業効果						
	実施年度	検査頭数 ・H23年度：18,408頭 暫定基準値超過1頭 ・H24年度：32,734頭 新基準値超過1頭 ・H25年度：33,000頭（見込み）					
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
畜産課							
第2期へ向けての課題							
・全頭検査の終期の方向性が決定されていないため、現状の体制の中で最大限効果的に検査を実施していく。							
維持							
6 廃用牛低減緊急対策事業 第3-A-2-No6	事業・取組の目的		妥当	成果があった	効率的		
	・生体における放射線量を測定し、出荷適期を指導することにより、搾乳牛や繁殖牛等の供用を終えた雌牛（廃用牛）について食肉の基準値に準拠する。						
	事業実績					事業効果	
	実施年度	肉用牛出荷円滑化推進事業 ・H24年度 集中管理施設：13施設 集中管理頭数：489頭 飼養日数：延べ73,224日				肉用牛出荷円滑化推進事業 ・廃用牛を集中管理し、飼い直しを実施したことにより、集中管理施設で飼養され出荷された牛の放射性物質濃度は、全て食肉の基準値である100Bq/kg以下であった。	
	H24						
	事業主体						
	その他						
担当課・室							
畜産課							
第2期へ向けての課題							
・食肉市場での廃用牛の流通が開始され、農家の段階における飼養場所の確保部分の重要性が低くなり、また生体検査を食肉市場等でも実施しており、平成24年度で事業を終了した。							
廃止							
7 畜産試験場家畜管理 第3-A-2-No7	事業・取組の目的		妥当	成果があった	効率的		
	・畜産試験場における代替え飼料の給与や牧草地の除染等を実施する。						
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・H24年度：畜産試験場内の牧草地について38haを除染実施した。				・畜産試験場の牧草地の除染を実施したことにより、生産される牧草の安全性が見込まれる。	
	H23・H24						
	事業主体						
	県						
担当課・室							
畜産課							
第2期へ向けての課題							
・畜産試験場内の除染については、平成24年度で終了。							
廃止							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
8 水産物安全確保対策事業【再掲】 第3-A-2-No8	・放射能検査機器を導入し、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施することにより、宮城県産水産物の安全流通に資する。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	検査実績 ・H23年度 精密検査： 64検体(県測定分) 簡易検査： 995検体				・県水産技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を導入するとともに、主要産地魚市場及び水産加工業協同組合等に簡易放射能測定器を設置し、検査を強化することによって、消費者や流通業者に対して県産水産物の安全性をアピールできた。	
	事業主体	・H24年度 精密検査： 313検体(県測定分) 簡易測定： 6,167検体					
	担当課・室						
	水産業振興課						
	第2期へ向けての課題						
・全体的に放射性セシウムの値が下がってきているが、今後も引き続き、出荷制限魚種の解除に向けて安定的に検査を行っていく必要がある。		維持					
9 林産物放射性物質対策事業【再掲】(特用林産物、きのこ原木等の検査) 第3-A-2-No9	・生産物の出荷前段階での放射性物質検査を行うとともに、きのこ原木やほだ木などの検査を広域的に行い、きのこ類をはじめとする特用林産物の安全・安心を確保する。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	○放射性物質検査 (H25.7.5現在) ・H23年度 簡易検査 109検体 精密検査 119検体 ・H24年度 簡易検査 529検体 精密検査 195検体 ・H25年度 簡易検査 126検体 精密検査 231検体				○放射性物質検査 出荷制限(原木しいたけ(露地)他6品目)及び出荷自粛(たらのめ他3品目)により、特用林産物の安全・安心を確保。	
	事業主体	・H24年度 ○きのこ原木やほだ木の検査 検査総数:242検体(基準超過202検体) ・H25年度(検査とりまとめ中)				○きのこ原木やほだ木の検査 ・使用基準を超過した原木やほだ木を特定することで、経営再開のための基本情報が得られるとともに、東電賠償の証憑として使われることに繋がった。	
	担当課・室						
	林業振興課						
	第2期へ向けての課題						
・放射性物質の減衰から、第一期にみられた出荷制限の頻出は少なくなるが、解除に向けた取組や支援を強化するとともに、各種検査を更に計画的・効率的に実施する必要がある。 ・同様に、ほだ木の検査依頼は少なくなるが、今後はほだ木等として使用する前の、広葉樹原木としての検査が多くなることから、検査を計画的・効率的に実施する必要がある。		拡充					
10 市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査【再掲】第3-A-2-No10	・水道事業体からの依頼に応じて、水道水の安全・安心を確保する。		妥当	ある程度成果があった	-		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	水道水の検査(県企業局分を除く) ・各水道事業体は登録検査機関において、検査を実施していたため、県への依頼はなかった。				水道水の検査 ・県では、検査結果を取り纏め、ホームページ上で公開している。放射性物質汚染を心配する住民からの相談に対してわかりやすく水道の安全性をアピールできている。 ・これまでに管理目標値(放射性セシウム10Bq/kg)を超えた検体はない。	
	事業主体	各水道事業体実施 ・H23年度：2,241検体 ・H24年度：2,043検体 ・H25年度：649検体(7月11日現在)					
	担当課・室						
	食と暮らしの安全推進課						
	第2期へ向けての課題						
・これまでの測定結果から今後管理目標値を超える可能性は低いと考えられる。		維持					

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
11 企業局における水道水の放射性物質検査【再掲】 第3-A-2-No11	安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	企業局における水道水の放射性物質検査(3浄水場) ・H23年度：延べ33検体測定 ・H24年度：延べ153検体測定 ・H25年度：延べ153検体測定(見込み)				企業局における水道水の放射性物質検査(3浄水場) ・3浄水場から配水する水道水を、毎週1回、放射能濃度を測定し、その結果を公表することにより、県民に安心を提供することができた。	
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
水道経営管理室							
第2期へ向けての課題			維持				
・水道水から、放射性物質は、H24年度及びH25年度においては、不検出の状況が続いているが、県民へ安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。							
12 放射性物質検査対策事業【再掲】 第3-A-2-No12	・放射性物質検査機器を整備し、県産牛の出荷前検査を継続的に行うことで、食の安全・安心を確保する。さらに、H24年度からは、流通段階における食品の放射性物質検査を実施し、検査結果を公表するとともに、基準に違反した食品が確認された場合は、速やかに回収等の措置を講ずる。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・H23年度において、汚染された稲わらを供与された可能性のある牛肉の検査を実施し、牛全頭検査を開始した。全ての検体について、暫定規制値を下回り、安全性に問題ないことが確認された。(検査実績：牛肉11件、牛全頭検査445件、牛乳3件、計459件) ・H24年度においては、全ての品目について基準値を下回り、安全性に問題ないことが確認された(検査実績：牛全頭検査1,408件、豚等検査65件、流通食品252件、計1,725件)。 ・H25年度については、新たに、めん類等穀類、乾燥野菜(果実)、野菜(果実)ジュース、食肉製品等食肉加工品、鶏肉、魚介類加工品・水産加工品を追加して検査計画を策定し、検査を実施している(検査計画：牛全頭検査1,320件、豚等検査112件、流通食品288件、計1,720件)。				・検査の実施により県内に流通する食品について安全性が確認され、さらに、測定結果及び検査に関する正確な情報を県民に対して迅速に提供することにより、食の安全・安心を確保し、県民の不安の解消につなげることができた。 ・出荷前の生産段階でのモニタリング検査が有効に機能していることが確認された。	
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
食と暮らしの安全推進課							
第2期へ向けての課題			維持				
・H26年度以降も、流通食品の検査を継続していく。牛全頭検査については、出荷制限の一部解除要件となっているため、出荷制限解除まで継続する。							
13 消費生活センター機能充実事業【再掲】 第3-A-2-No13	・消費者の食の安全性への不安解消、地域全体の消費者問題への対応力向上による消費者行政活性化に向けた市町村の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的としている。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	市町村消費者行政活性化事業補助金(一般会計・特別会計) ・H24年度：20市町 44,971千円 ・H25年度：26市町 64,773千円(見込み)				・市町村に対して、放射性物質検査機器等の整備、検査機器等のメンテナンス及び消耗品等購入経費を補助したことにより、市町村が実施する食の安全安心に関する事業(学校給食食材や市民持込み食材の放射性物質測定検査等)を支援することができ、食の安全性への不安解消に努めることができた。	
	H24・H25						
	事業主体	主な市町村事業の内容 ・放射性物質の検査機器の整備 ・検査の委託 ・検査を行う専門家の活用 ・専門図書、資料等の購入					
	市町村						
	担当課・室						
消費生活・文化課							
第2期へ向けての課題			維持				
・当該補助金は、国の交付金等により造成された消費者行政活性化基金を財源に交付しているが、当該基金の実施期間がH25年度末で終了するため、今後、市町村においては、検査機器の維持管理費(メンテナンス費及び消耗品等購入費)について、財政的負担の増加が懸念される。							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

B 経済的被害の拡大防止

1 金融・経営支援

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	事業実績	事業効果				
1 中小企業経営安定資金等貸付金 第3-B-1-No1	・県中小企業融資制度に新たな資金を創設し、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行う。		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的	
	実施年度	中小企業経営安定資金等貸付金（震災対応分）新規融資実績				・被災事業者の資金調達の円滑化が図られ、県内企業倒産が非常に低い水準となった。
	H23・H24・H25～	・H23年度 災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）1,593件 12,323,400千円				
	事業主体	みやぎ中小企業復興特別資金 3,590件 92,116,326千円				
	県	・H24年度 みやぎ中小企業復興特別資金 1,952件 33,399,559千円				
	担当課・室					
	商工経営支援課					
第2期へ向けての課題			維持			
・沿岸部をはじめとした被災地においては、地盤の高上げなどインフラ整備の進捗に伴い、事業再開に向けた資金需要が引き続き見込まれることから、みやぎ中小企業復興特別資金を継続して実施できるよう、その基となる保証制度である東日本大震災復興緊急保証の延長について国に対して要望していく必要がある。						
2 被災中小企業者対策資金利子補給事業 第3-B-1-No2	・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）、みやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者に対して利子補給を行い、金利負担を軽減することで、早期の復旧・復興を支援する。		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的	
	実施年度	・H23年度：3,172件 212,259,719円 ・H24年度：10,159件 957,486,471円				・資金調達の円滑化が図られ、被災事業者をはじめとした県内の企業倒産が非常に低い水準となった。
	H23・H24・H25～					
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	商工経営支援課					
第2期へ向けての課題			維持			
・沿岸部をはじめとした被災地においては、地盤の高上げなどインフラ整備の進捗に伴い、事業再開に向けた資金需要が引き続き見込まれることから、金融支援を継続する必要がある。						
3 販路回復支援事業 第3-B-1-No3	・県中小企業融資制度に新たな資金を創設し、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行う。		-	-	-	
	実施年度	目標：3年間（H25～27年度）で延べ1,500商談件数、成約件数45件（成約率3%）				
	H25～					
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	商工経営支援課					
第2期へ向けての課題			維持			

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
4 被災中小企業海外ビジネス支援事業 第3-B-1-No4	事業・取組の目的		妥当	成果があった	効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度：19件（出張経費17件，検査経費0件，機器購入経費2件） ・H24年度：6件（出張経費5件，検査経費0件，機器購入経費1件） ・H25年度：10件（見込み）（全て出張経費） 				<ul style="list-style-type: none"> ・震災及び原発事故により中断した県内企業の海外ビジネスについて，補助金を受けた出張・商談によって，取引再開に結び付いた（15件）。 ・原発事故による諸外国の輸入規制に対応するため，県内企業が，補助金を受けて整備した検査機器を活用し，自ら輸出品を検査し，輸出を行った（3件）。
	H23・H24・H25					
	事業主体	県				
	担当課・室	海外ビジネス支援室				
第2期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業の販路回復は進みつつあるものの，各国の輸入規制が未だ一部継続していることから，海外ビジネスの再開と継続支援が引き続き必要である。 			縮小			
5 東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業 第3-B-1-No5	事業・取組の目的		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業（うち3号資金） 貸付実績				東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業（うち3号資金）
	H23・H24・H25～	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度：17件 106,430千円 ・H24年度：3件 15,800千円 （H24年12月をもって貸付終了） 				<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故に伴う出荷制限等による経営への悪影響を最低限に留め，資金難にある県内農林業者の要請に一定程度応えることができた。 ・各地区において担当者向けに事業説明会を開催し本制度の説明を行ったほか，農林業者向けには県政だよりにより周知を図り，漏れのないよう対応することができた。
	事業主体	県・市町村				
	担当課・室	農林水産経営支援課				
第2期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・H24年12月で貸付期間が終了。 			維持			
6 県産農林水産物等イメージアップ推進事業 第3-B-1-No6	事業・取組の目的		妥当	成果があった	効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度：7団体19件 ・H24年度：6団体21件 ・H25年度：7団体20件（見込み） 				<ul style="list-style-type: none"> ・商談会等のイベントを活用し県産農林水産物等のPRをすることができた。 ・メディアを活用したスポット的テレビCMや単発的な雑誌記事広告等によるPRにより広く周知することができた。 ・首都圏キャラバンや大都市圏有名百貨店等での販売会等での試食試飲，賞味会等により，安全安心をPRできた。
	H23・H24・H25～					
	事業主体	県				
	担当課・室	食産業振興課				
第2期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・風評の影響を払拭できていない状況にある。 ・農林水産物の分野によっては，震災前の状況までには回復できていない。 ・風評の払拭が進む大消費地での販路の拡大。 			維持			

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
7 宮城県産品風評対策強化事業 第3-B-1-No7	・ 県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食品を紹介するための情報発信を行うことにより、県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復、消費拡大を図る。		概ね妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	(1) 主要交通施設等での広報PR：統一したデザイン等により県産品をPRするとともに、セミナー等の消費者啓発活動や意識調査等を実施した。				(1) 主要交通施設等での広報PR ・ 雑誌や駅看板等に県産品のPR広告を掲出することによって、県産品のイメージアップと購入意向の喚起が図られた。 ・ 大消費地において消費者セミナーを開催することによって、県産食品の安心感の向上と購入意向の喚起が図られた。 ・ 意識調査等により、広告の効果や消費者意識の変化等を把握することができた。
	H24・H25	H24年度：広告掲出12件（雑誌広告3件、交通広告9件）、セミナー開催7回（東京、名古屋、大阪、仙台）、消費者意識調査等実施3件、H25年度：広告掲出3件（交通広告3件見込み）				(2) 新聞紙面への特集記事掲載等による広報PR ・ 新聞への掲載、TVCMの放映、量販店でのDVD放映により、県民の多くに広報PRを行うことができた。 ・ リライト冊子を商談会で配布することで、取引事業者に対するPRができた。
	事業主体	H24年度：河北新報に特集記事を掲載：3回、特集紙面のライフレター：7,500部作成。（商談会等で配布）、TVCMを2種類制作・放映：3月放送（地元民放4社）、消費者向けPR用DVD：400枚作成・配布（県内量販店等）、H25年度：地元地方紙との農林水産物PR展開を継続するとともに、特設Webサイトの設置や全国主要地方紙への掲載等を通じて、復興に頑張る生産者の紹介等本県産農林水産物の情報発信を行う。（見込み）				
	県					
担当課・室						
事業・取組の方向性						
第2期へ向けての課題						
・ 県産品の風評払拭と信頼回復を図るためには、関係団体と連携した取組が一層重要であることから、県が実施する広報PR事業を県産農林水産物等イメージアップ推進事業に組み替えることとし、当事業をH25年度で廃止。						
8 農林水産政策室						
第2期へ向けての課題						
・ H24年度の商談会の実績については、93件の商談成立といった成果が上げられたが、今後とも引き続き支援が必要である。						
事業名又は取組名			事業・取組の目的			
県産農林水産物・食品等利用拡大事業 第3-B-1-No8			・ 展示・商談会の開催や出展に要する経費の一部を補助し、県産農林水産物の販路及び需要の開拓・拡大を図る。			
事業実績			事業効果			
実施年度	生産者と実需者との連携・販路拡大支援事業	・ H23年度：25件 ・ H24年度：50件 ・ H25年度：20件（見込み）	・ 県外の商談会への出展補助及び商談会等の開催補助を行い、販路拡大を支援した結果、H24年度においては、93件の商談が成立し、販路拡大に繋がった。	妥当	成果があった	
H23・H24・H25					概ね効率的	
事業主体	県産農林水産物利用推進事業					
県	・ H23年度：1件 ・ H24年度：3件 ・ H25年度：3件（見込み）					
担当課・室						
事業・取組の方向性						
縮小						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
9 県産農林水産物等消費回復・販路拡大モデル事業 第3-B-1-No9	・展示商談会や現地視察ツアー等を開催することにより、関西地区における県産農林水産物等に対する信頼回復と販売拡大を図る。		概ね妥当	成果があった	概ね効率的	
	実施年度	○関西地区消費回復・販路拡大（風評被害対策）展示商談会：関西地区における県産農林水産物等に対する信頼回復と販売拡大を図るため、展示商談会や現地視察ツアー等を開催する。				○関西地区消費回復・販路拡大（風評被害対策）展示商談会 ・「アグリフードEXPO大阪2013及び第10回シーフードショー大阪」への大規模出展（22社）により、県産品の魅力と安全性をPRし、消費回復と販路拡大に努めた結果、商談成立や商談中といった成果を得られた。
	H24					
	事業主体	①商談会への復興宮城ブースの出展：「アグリフードEXPO大阪2013及び第10回シーフードショー大阪」に復興宮城ブースとして出展（22社）。（H25.2.21～2.22）、②ビジネス交流促進現地視察ツアーの開催：関西地区の経済界に影響力のある商工業者等20者を本県に招聘し、被災事業者の復興の状況を視察を実施することで、本県産農林水産物等の安全性等について理解を得る（H25.2.4～5）。③風評払拭PR：雑誌掲載				
	担当課・室					
	農林水産政策室					
	第2期へ向けての課題					事業・取組の方向性
・平成24年単年度事業で終了したが、当室並びに関係各課において、引き続き販路拡大支援に関する事業を実施し、生産者・事業者等の販路拡大を支援することとしている。						
廃止						
10 農産物の放射性物質の吸収抑制対策 第3-B-1-No10	・農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成し、安全な農産物を供給する。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	実施年度	東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等を活用し、土壌分析を踏まえ、カリ質資材の施用（増量）を実施				東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等の活用支援を行い、農業者等の負担軽減を図った。
	H23・H24・H25					
	事業主体	・H23年度：事業等活用によるカリ質資材施用による対策は実施しなかった。 ・H24年度：カリ質資材施用：水稲：37,795ha、大豆：5,237ha ・H25年度：カリ質資材施用：水稲：21,400ha、大豆：5,900ha、そば：200ha（見込）				・H24年度産の米23,590点、大豆1,439点を検査した結果、基準値100Bq/kgを越えたのは、それぞれ全体の0.06%、0.35%となった。 ・これは、対策の実施による効果が一定程度あったもの判断しているが、今後もこれらの実績を踏まえ、継続して対策を実施する必要がある。
	市町村等					
	担当課・室					
	農産園芸環境課					
第2期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
・放射性物質吸収抑制対策のうち、カリ質資材の施用（増量）をいつまで継続する必要があるか不透明な点が多いため、その解析と対応策が求められている。 ・現段階において、国庫交付金（定額10/10）や震災復興特別交付税が充当できるため、農業者等の経費の負担軽減が図られているが、吸収抑制対策が不要と判断されるまで、継続して予算が確保されることが求められる。						
維持						
11 肉用牛経営緊急支援事業 第3-B-1-No11	・緊急的に経営支援資金の交付を行い、肉用牛の出荷制限指示を受けた肉用牛農家に対し、経営継続を支援する。		妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	・H23年度 事業実施主体：宮城県畜産協会 事業内容：事業主体が、出荷制限を受けた県内肉用牛飼養農家に対して支援金が交付されるまでの間のつなぎ資金として資金の貸し付けを実施した。 貸付額：3,390,000千円				・出荷制限を受けた肉用牛農家は、肉牛出荷ができないことにより収入がなく、日常の管理経費が累積し経営悪化を招くことが予想されたが、本事業によって経営悪化を防止することができた。
	H23					
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	畜産課					
第2期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
・出荷が再開されたことに伴い平成23年度で事業は終了。						
廃止						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
肉用牛出荷円滑化推進事業【再掲】(集中管理への支援) 第3-B-1-No12	事業実績		妥当	成果があった	効率的
	事業効果				
	実施年度	肉用牛出荷円滑化推進事業 ・H24年度			
	H23・H24	集中管理施設：13施設 集中管理頭数：489頭 飼養日数：延べ73,224日			
	事業主体				
	県				
	担当課・室				
畜産課					
第2期へ向けての課題					
・食肉市場での廃用牛の流通が開始され、農家の段階における飼養場所の確保部分の重要性が低くなり、また生体検査を食肉市場等でも実施しており、平成24年度で事業を終了した。					
廃止					
廃用牛低減緊急対策事業【再掲】 第3-B-1-No13	事業実績		妥当	成果があった	効率的
	事業効果				
	実施年度	肉用牛出荷円滑化推進事業 ・H24年度			
	H24	集中管理施設：13施設 集中管理頭数：489頭 飼養日数：延べ73,224日			
	事業主体				
	県				
	担当課・室				
畜産課					
第2期へ向けての課題					
・食肉市場での廃用牛の流通が開始され、農家の段階における飼養場所の確保部分の重要性が低くなり、また生体検査を食肉市場等でも実施しており、平成24年度で事業を終了した。					
廃止					
草地土壌放射性物質低減対策事業 第3-B-1-No14	事業実績		妥当	成果があった	概ね効率的
	事業効果				
	実施年度	草地再生対策事業：農協等に対する運転資金貸付			
	H24・H25	・H24年度：1,191,740千円 ・H25年度：210,000千円(見込み)			
	事業主体	※H24年度貸付分の1,071,740千円については、東電賠償が得られないために償還期間を延長している。			
	県				
	担当課・室				
畜産課					
第2期へ向けての課題					
・県内草地の除染は、概ね終了したが、公社等の専門家しか除染ができないような作業困難地がまだ未除染地として残っている。 ・貸付金については、新たな資金需要の見込みがないので、別な視点から草地除染の支援を検討する必要がある。 ・東電の賠償金支払いが遅延し、貸付金償還を求められない状態が続いているため、今後分割払い等の返済ルールを検討する必要がある。 ・除染困難地のうち、農業公社等の専門業者でも作業が困難な場所があり、その取り扱いを東電と協議する必要がある。					
維持					

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
15 林産物放射性物質対策事業（特用林産物生産再開支援）【再掲】 第3-B-1-No15	・資材購入や施設整備（露地栽培から施設栽培への転換）に対する補助を行い、特用林産物生産の経営再開を支援する。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	特用林産物生産再開支援 ・H23年度 施設3箇所 ・H24年度 施設5箇所 原木 100千本 オガ粉200m ³ ・H25年度 - 原木 142千本（見込み）				特用林産物生産再開支援 ・きのこ栽培のため不可欠である無汚染の原木やオガ粉を確保・支援したことで、栽培者や事業体の経営継続の意欲が高まり、県産きのこ栽培の継続が図られた。	
	H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
林業振興課							
第2期へ向けての課題			拡充				
・無汚染原木やオガ粉の導入にあたって、仕様や納期及び条件等、需要側・供給側双方が十分理解した上で、事業実施主体となるJAや森林組合連合会それぞれで、流通システムを構築する必要がある。							
16 林産物放射性物質対策事業【再掲】（汚染ほだ木等撤去集積事業） 第3-B-1-No16	・汚染ほだ木等モニタリング調査等の結果により、特定された汚染ほだ木等の撤去集積に係る経費の貸付を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	汚染ほだ木等撤去集積事業 ・H24年度 貸付 155,000千円 ・H25年度 貸付 155,000千円 ・H26年度 貸付 24,552千円（予定）				汚染ほだ木等撤去集積事業 ・汚染ほだ木等の一時的な撤去集積のスキームを東電合意の中で実施したため、経営再開を選択する生産者を確保することができた。	
	H24・H25						
	事業主体	→3年で1,570千本の汚染ほだ木等の撤去・集積を実施する（見込）					
	県						
	担当課・室						
林業振興課							
第2期へ向けての課題			縮小				
・「集積」はあくまで、「一時仮置き」なので、最終処分方法が未確定である。							
17 水産都市活力強化対策事業 第3-B-1-No17	・流通・販売に直結する戦略的な取組を支援し、震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売を強力に推進する。		-	-	-		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・県内水産加工データベースの作成 ・県内水産加工産直マップの作成 ・NHKドラマと連動したマーケティング ・企業と連携した販売活動 ・中央市場での展示会 ・県外物産展への出展 など				-	
	H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
水産業振興課							
第2期へ向けての課題			維持				
-							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

2 技術支援

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
1 農林水産物放射性物質対策事業(うち県産農林水産物放射性物質検査事業)【再掲】 第3-B-2-No1	・県産農林水産物の安全性を確認するとともに、県内企業の輸出品の放射線量を測定し輸出継続を支援する。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績 放射能検査機器整備事業 ・H23年度：1台					事業効果 放射能検査機器整備事業 ・国庫補助事業の活用により、ゲルマニウム半導体検出器1台を導入し、県産農林水産物の放射性物質検査体制を整備した。	
	実施年度	県産農林水産物放射性物質検査事業 ・H23年度：1,307点 ・H24年度：3,477件 ・H25年度：4,000件(見込み)					
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
食産業振興課							
第2期へ向けての課題			維持				
・セシウム137の半減期は30年と長期間であるため、効率的な検査体制を検討していく必要がある。							
2 農林水産物放射性物質対策事業(うち放射性物質影響検証事業)【再掲】 第3-B-2-No2	・市町村が実施する放射性物質測定検査に対する経費に対し、国の交付金を活用し支援を行う。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績 ・H23年度：5市町 ・H24年度：7市町 ・H25年度：6市町(見込み)					事業効果 ・市町村が実施する放射性物質測定調査体制づくりを支援することができた。	
	実施年度						
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	市町村						
	県						
食産業振興課							
第2期へ向けての課題			維持				
・セシウム137の半減期は30年と長期間であるため、放射性物質測定調査の支援を継続する必要がある。							
3 農産物放射能対策事業【再掲】 第3-B-2-No3	・農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等を対象に放射性物質の濃度を把握し、今後の営農対策等の検討に資するデータ等を整備するとともに、迅速に公表し安全性のPRに努める。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績 農産物の放射性物質検査の実施 土壌中の放射性物質濃度の測定 ・基準値を超過した場合の測定結果から得られたデータをもとに、土壌の診断による栽培条件等を地方機関と連携しながら解析した。					事業効果 ・放射性物質に汚染した農産物を生産しないための技術対策等を示すことができた。	
	実施年度						
	H23・H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
農産園芸環境課 農業振興課							
第2期へ向けての課題			維持				
・過去の知見では、原因を説明できない事例がある。							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
農産物の放射性物質の吸収抑制対策【再掲】 第3-B-2-No4	・ 農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成し、安全な農産物を供給する。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等を活用し、土壌分析を踏まえ、カリ肥料の施用を実施				東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等の活用支援を行い、農業者等の負担軽減を図った。
	H23・H24・H25	・ H23年産：カリ肥料施用による対策は実施しなかった。				・ H24年産の水稲は、県内2,835点を検査し、検出が確認されたのは86点(3.0%)、最大値は25Bq/kgとなり、対策の実施による効果があらわれたのと考えている。また、大豆は1,004点を検査し、検出が確認されたのは503点(50.1%)、基準値100Bq/kgを超えたのは1点であり、対策の実施による効果が一定程度あるものと判断しているが、検出率が高いことから対策を継続して実施する必要がある。
	事業主体	・ H24年産：カリ肥料施用：水稲 37,795ha、大豆：5,237ha				
市町村 等	・ H25年産：カリ肥料施用：水稲：20,530ha、大豆：5,870ha、そば：160ha(見込)					
担当課・室			事業・取組の方向性			
農産園芸環境課			維持			
第2期へ向けての課題						
・ 放射性物質吸収抑制対策のうち、カリ肥料の施用(増量)をいつまで継続する必要があるか不透明な点が多いため、その解析と対応策が求められている。 ・ 現段階において、国庫交付金(定額10/10)や震災復興特別交付税が充当できるため、農業者等の経費の負担軽減が図られているが、吸収抑制対策が不要と判断されるまで、継続して予算が確保されることが求められる。						
農産物の安全確保強化事業 第3-B-2-No5	事業・取組の目的		妥当	成果があった	効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	○農地等除染の実証ほを設置した。 ・ 大河原地域2市4町8か所(水稲7か所、野菜1か所)に設置				・ 除染作業前後の空間放射線量を確認し、低減効果を確認した。 ・ 除染方法については、実演会を開催し技術の普及を図った。 その結果 大河原管内のH24年産米は、すべて50Bq/kg(スクリーニングレベル)を下回った。
	H23					
	事業主体	○実証内容：水稲等の作付ほ場における深耕等による除染の実証 実証内容 水稲：171a 深耕 ゼライト+ケイ酸剤散布 野菜：5a 深耕 ゼライト				
県			事業・取組の方向性			
担当課・室			廃止			
農産園芸環境課						
第2期へ向けての課題						
・ 実証事業として、資材の散布等による効果が確認できたため、事業終了とした。						
放射性物質影響調査事業【再掲】 第3-B-2-No6	事業・取組の目的		妥当	成果があった	効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	・ H24年度 調査品目：原乳、粗飼料、牧草土壌等 調査内容： 原乳：県内5集乳施設から毎週検体を採材し、放射性物質検査を実施し、県ホームページで公表した。				・ 本事業の実施により、畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。
	H23・H24・H25	検査点数 H23：140点 H24：229点 粗飼料：牧草等について県内モニタリング調査を実施し、安全性を確認した上で畜産農家での利用の可否を判断した。検査点数 H23：81点 H24：651点 牧草土壌等：畜産試験場・県内公共放牧場の土壌や生産された粗飼料について検査を実施し牧草等への放射性物質の移行等の調査を実施した。検査点数：104点				
	事業主体					事業・取組の方向性
県			拡充			
担当課・室						
畜産課						
第2期へ向けての課題						
・ 現状では、最大限必要な範囲での検査を実施しているが、今後は、状況に応じて検査件数・内容を検討し、対応していく。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
7 草地土壌放射性物質低減対策事業【再掲】 第3-B-2-No7	・草地の反転耕等の経費の貸付を行うことにより、暫定許容値を超えない安全な牧草を生産する。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	草地土壌放射性物質低減対策事業（国庫補助事業） ・H24年度：455ha ・H25年度：190ha（見込み）				草地土壌放射性物質低減対策事業（国庫補助事業） ・除染を行った牧草地の牧草調査の結果、ほぼ全てが利用できる牧草になり、県内畜産の自給飼料基盤の復旧を図ることができた。	
	H24・H25						
	事業主体						
	その他						
	担当課・室						
畜産課							
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・県内草地の除染は、概ね終了したが、公社等の専門家しか除染ができないような作業困難地がまだ未除染地として残っている。 ・貸付金については、新たな資金需要の見込みがないので、別な視点から草地除染の支援を検討する必要がある。 ・東電の賠償金支払いが遅延し、貸付金償還を求められない状態が続いているため、今後分割払い等の返済ルールを検討する必要がある。 ・除染困難地のうち、農業公社等の専門業者でも作業が困難な場所があり、その取り扱いを東電と協議する必要がある。 							
			維持				
8 林産物放射性物質対策事業【再掲】（特用林産物生産再開支援） 第3-B-2-No8	・資材購入や施設整備（露地栽培から施設栽培への転換）に対する補助を行い、特用林産物生産の経営再開を支援する。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	特用林産物生産再開支援 ・H23年度 施設3箇所 ・H24年度 施設5箇所 原木 100千本 オガ粉200m ³ ・H25年度 - 原木 142千本（見込み）				特用林産物生産再開支援 ・きのこ栽培のため不可欠である無汚染の原木やオガ粉を確保・支援したことで、栽培者や事業者の経営継続の意欲が高まり、県産きのこ栽培の継続が図られた。	
	H24・H25～						
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
林業振興課							
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・無汚染原木やオガ粉の導入にあたって、仕様や納期及び条件等、需要側・供給側双方が十分理解した上で、事業実施主体となるJAや森林組合連合会それぞれで、流通システムを構築する必要がある。 							
			拡充				
9 林産物放射性物質対策事業【再掲】（汚染ほだ木等撤去集積事業） 第3-B-2-No9	・汚染ほだ木等モニタリング調査等の結果により、特定された汚染ほだ木等の撤去集積に係る経費の貸付を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	汚染ほだ木等撤去集積事業 ・H24年度 貸付 155,000千円 ・H25年度 貸付 155,000千円 ・H26年度 貸付 24,552千円（予定）				汚染ほだ木等撤去集積事業 ・汚染ほだ木等の一時的な撤去集積のスキームを東電合意の中で実施したため、経営再開を選択する生産者を確保することができた。	
	H24・H25						
	事業主体						
	県	→3年で1,570千本の汚染ほだ木等の撤去集積を実施する（見込）					
	担当課・室						
林業振興課							
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・「集積」はあくまで、「一時仮置き」なので、最終処分方法が未確定である。 							
			縮小				

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
10 森林除染実証事業 第3-B-2-No10	<ul style="list-style-type: none"> 森林やほだ場における除染が適切に行われるよう、空間放射線量率の測定を行うとともに、竹林等の除染技術の実証を行う。 		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	H24年度 ・森林汚染状況調査：空間放射線量率：264地点(積雪地点除く)、落葉層及び土壌のCs濃度：65地点				H24年度 ・森林汚染状況調査 →県南と県北の一部の空間放射線量がやや高く、県中央部が低い傾向	
	H24・H25～	・除染実証試験：森林(間伐・皆伐と落葉除去の組合せ)：6箇所、ほだ場(ほだ木と落葉の除去等)：4箇所				・除染実証試験 森林→効果：最大△0.09μsv/h(△20%)←地上高1m平均 ほだ場→効果：最大△0.01μsv/h(△6%)←地上高1m平均	
	事業主体	H25年度 ・除染効果調査(継続)：竹林除染実証(新規、箇所調整中)				H25年度 調査・実証中	
	担当課・室	・汚染状況調査(森林：継続、ほだ場：新規)：ほだ場除染実証(拡大、箇所調整中)					
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> 森林汚染状況モニタリング調査：放射能汚染による影響が長期間に及ぶため、特用林差物の出荷制限解除のためには今後も継続して実施すべきであるが、調査頻度等を検討しつつ、ほだ場等についてはより詳細な測定が必要となっている。 除染効果調査、汚染状況調査：除染方法については、国や県等の関係機関が実証試験を実施しながら効果的な手法を模索している段階であるが、H24年度に実施した除染実証試験では、間伐や落葉層の除去等の除染を実施したものの、期待していたほどの効果は得られなかったため、より効果的な手法について継続して検討する必要がある。また、除染で生ずる除去物(落葉・土壌等)の仮置き場の確保が必須となっている。 							
<p style="text-align: center;">拡充</p>							
11 被災農地における早期復興技術の開発事業 第3-B-2-No11	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質が検出された農地の実態調査と栽培方法の研究を行うことにより、農作物への放射性物質の移行吸収を抑制する技術対策に資する。 		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	1)空間線量低減技術の確立：土壌中の放射性物質濃度調査定点調査点数：H24 5地点、約100点、深耕等による除染効果の検討 低減率約25%(約0.1μSv/h減)、かき樹体周辺の空間線量低減方法の検討 低減率約40%(約0.4μSv/h減)				・プラウ耕・ローリー耕による除染は、耕起によりほ場の空間線量の低減が可能であった。 ・セシウム吸収抑制に有効なカリ施用について、土壌中の交換性カリ濃度を簡易な測定器を用いて実用的な精度で測定することが可能となった。	
	H23・H24・H25	2)農産物の放射性物質吸収抑制技術の確立：土壌による放射性物質吸着性能に関する検討 進捗率30%、ブルーベリーにおける放射性セシウム吸収要因の解明 進捗率50%、かきにおける放射性セシウム吸収要因の解明 進捗率60%				・かきの重複枝を剪定することによって空間線量を低減可能であるとともに放射性セシウムの果実への移行量が減少し、安全な県産農産物生産の一助となった。 ・土壌中の交換性カリ含量が高いほど、稲体のセシウム濃度は低下傾向にあることが確認できた。また、牛ふん堆肥、せらふの施用により、玄米中のセシウム濃度が低下する傾向が確認できた。 ・土壌中の交換性カリ含量が低いほ場で、基肥のカリを増肥した場合、大豆における放射性セシウムの吸収抑制効果が確認できた。	
	事業主体	3)水稲の放射性物質の吸収抑制の検討：施肥法による放射性セシウムの吸収抑制技術の検討 進捗率60%、有機物、各種資材の施用による吸収抑制効果試験 進捗率60%、4)畑作物の放射性物質の吸収抑制技術の検討：カリ増肥による吸収抑制効果試験(大豆) 進捗率60%					
	担当課・室						
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> ブルーベリー、ユズ、干し柿において基準値超過の事例があることから放射性セシウムの吸収要因の解明をおこなうとともに吸収抑制技術の確立が必要である。 水稲、大豆におけるカリ増肥による放射性セシウムの吸収抑制の効果について、条件の異なる現地ほ場での検証が必要である。 							
<p style="text-align: center;">維持</p>							
12 農産物の放射性物質対策に関する技術情報 第3-B-2-No12	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の放射性物質対策に関する技術情報を随時提供し、消費者の求める安全で信頼される農産物の生産に資する。 		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・農産物の放射性物質検査の実施 ・土壌中の放射性物質濃度の測定 ・土壌診断の実施：基準値を超過した場合の測定結果から得られたデータや、地方機関と連携し、土壌の診断による栽培条件等を解析し、技術対策を検討し、具体策を示した。				・放射性物質に汚染した農産物を生産しないための技術対策等を示し、周知を図った。 ・ホームページへの掲載 ・各種会議や研修会等での資料配布	
	H23・H24・H25	・土壌診断等に基づくカリ資材の散布等				H24産におけるカリ資材散布実績 カリ資材施用面積：水稲：37,795ha、大豆：5,237ha	
	事業主体						
	担当課・室						
第2期へ向けての課題							
<ul style="list-style-type: none"> 過去の知見からでは、原因を説明できない事例があるため、引き続き吸収要因の解析と対策について検討する。 							
<p style="text-align: center;">拡充</p>							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
13 食品加工品等放射能関連風評被害対策事業【再掲】 第3-B-2-No13	・県内で生産される工業製品について残留放射能を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。		妥当	成果があった	効率的
	事業実績				
	実施年度	・H23年度：12件 ・H24年度：44件 ・H25年度：40件（見込み）			
	H23・H24・H25				
	事業主体				
	県	・食品は特に安全性が求められる製品であることから、県内で加工した食品の放射能濃度を測定することにより、その安全性を確認し、風評被害を防止に効果をあげた。 ・測定結果の証明書を発行することにより、公的機関等の証明が必要とされる場合に対応することができた。			
	担当課・室				
新産業振興課		事業・取組の方向性			
第2期へ向けての課題					
・信頼性のある測定を実施するためには、測定機の維持、管理及び測定場所の維持管理が課題としてあげられる。 ・測定のための前処理や測定に時間がかかるため、測定件数が増えた場合の運営方法が課題としてあげられる。					
維持					
14 水産加工協同組合等における測定機器整備促進と検査員のスキルアップ 第3-B-2-No14	・水産加工品における放射能測定を実施する被災した水産加工業協同組合等に簡易測定器を導入する。また、それらの検査員を対象とした研修会開催等を通じ、検査員としてのスキルアップと意識の醸成を図る。		妥当	成果があった	効率的
	事業実績				
	実施年度	技術研修会開催 月 日：H25年3月5日 場 所：県水産技術総合センター 参加者：31名			
	H23・H24・H25				
	事業主体				
	県 その他	・検体の作り方から、測定方法までを研修してもらうことで、検査員個々の検査精度を高めることができ、各産地ごとに正確な検査体制を整えることが可能になった。			
	担当課・室				
水産業振興課		維持			
第2期へ向けての課題					
・今後、検査員の変更も想定されることから、引き続き安定して検査を行える体制を整備していく必要がある。					
15 放射能 県民安心事業【再掲】 第3-B-2-No15	・簡易型放射能測定機器に関して、市町村職員を対象とした測定方法に関する講習会を開催し、市町村の測定担当者等の実務能力向上を図る。		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
	事業実績				
	実施年度	市町村職員を対象とした測定方法に関する講習会の開催回数 ・H23年度：0回（事業開始間） ・H24年度：1回（H24.7.13開催） ・H25年度：1回（H25.8.5開催予定）			
	H24・H25～				
	事業主体				
	県	・市町村職員による正確な測定と依頼者に対する説明により、県民の不安の払拭につながっている。			
	担当課・室				
原子力安全対策課		維持			
第2期へ向けての課題					
・県内全域における測定体制は整備できたが、県民の放射能に関する不安は根強い。 ・測定機器の適切な維持管理により、正確な測定を継続するため、市町村に対する技術的な支援が必要である。					

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
工業製品放射線関連風評被害対策事業【再掲】 第3-B-2-No16	・県内で生産される工業製品について残留放射能を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。		妥当	成果があった	効率的	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	・H23年度：351件 ・H24年度：206件 ・H25年度：150件（見込み）				・県内で製造した工業製品の放射線を測定することにより、その安全性を確認し、風評被害の防止に効果をあげた。 ・測定結果の証明書を発行することにより、公的機関等の証明が必要とされる場合に対応することができた。
	H23・H24・H25					
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
新産業振興課						
第2期へ向けての課題			維持			
・信頼性のある測定を実施するためには、測定機の維持、管理が課題としてあげられる。						

3 情報発信等

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
県産農林水産物等イメージアップ推進事業【再掲】 第3-B-3-No1	・震災で県産農林水産物が大規模な被害を受けたことから、被災前の状況に回復するまでの間、メディアの活用、海外バイヤー対応などの事業を実施することにより、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図る。		妥当	成果があった	効率的	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	・H23年度：7団体19件 ・H24年度：6団体21件 ・H25年度：7団体20件（見込み）				・商談会等のイベントを活用し県産農林水産物等のPRをすることができた。 ・メディアを活用したスポット的テレビCMや単発的な雑誌記事広告等によるPRにより広く周知することができた。 ・首都圏キャラバンや大都市圏有名百貨店等での販売会等にての試食試飲、賞味会等により、安全安心をPRできた。
	H23・H24・H25～					
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
食産業振興課						
第2期へ向けての課題			維持			
・風評の影響を払拭できていない状況にある。 ・農林水産物の分野によっては、震災前の状況までには回復できていない。 ・風評の払拭が進む大消費地での販路の拡大。						

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
宮城県産品風評対策強化事業【再掲】 第3-B-3-No2	・県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食品を紹介するための情報発信を行うことにより、県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復、消費拡大を図る。		概ね妥当	成果があった	概ね効率的	
	事業実績	事業効果				
	実施年度	(1) 主要交通施設等での広報PR：統一したデザイン等により県産品をPRするとともに、セサミ等の消費者啓発活動や意識調査等を実施した。 H24年度：広告掲出12件（雑誌広告3件、交通広告9件）、セミナー開催7回（東京、名古屋、大阪、仙台）、消費者意識調査等実施3件、H25年度：広告掲出3件（交通広告3件見込み） (2) 新聞紙面への特集記事掲載等による広報PR：みやぎの「食」に対する信頼を取り戻すため、復興に向け頑張る生産者の方々を紹介し、応援する「みやぎ風プロジェクト」を実施し、県産農林水産物の風評の払拭を図った。 H24年度：河北新報に特集記事を掲載：3回、特集紙面のリライ冊子：7,500部作成。（商談会等で配布）、TVCを2種類制作・放映：3月放送（地元民放4社）、消費者向けPR用DVD：400枚作成・配布（県内量販店等）、H25年度：地元地方紙との農林水産物PR展開を継続するとともに、特設Webサイトの設置や全国主要地方紙への掲載等を通じて、復興に頑張る生産者の紹介等本県産農林水産物の情報発信を行う。（見込み）				
	H24・H25	(1) 主要交通施設等での広報PR ・雑誌や駅看板等に県産品のPR広告を掲出することによって、県産品のイメージアップと購入意向の喚起が図られた。 ・大消費地において消費者セミナーを開催することによって、県産食品の安心感の向上と購入意向の喚起が図られた。 ・意識調査等により、広告の効果や消費者意識の変化等を把握することができた。 (2) 新聞紙面への特集記事掲載等による広報PR ・新聞への掲載、TVCの放映、量販店でのDVD放映により、県民の多くに広報PRを行うことができた。 ・リライ冊子を商談会で配布することで、取引事業者に対するPRができた。				
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
食産業振興課						
第2期へ向けての課題			廃止			
・県産品の風評払拭と信頼回復を図るためには、関係団体と連携した取組が一層重要であることから、県が実施する広報PR事業を県産農林水産物等イメージアップ推進事業に組み替えることとし、当事業をH25年度で廃止。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

3 情報発信等

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
3 水産都市活力強化対策事業【再掲】 第3-B-3-No3	・流通・販売に直結する戦略的な取組を支援し、震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売を強力に推進する。		-	-	-			
	事業実績					事業効果		
	実施年度	・県内水産加工データベースの作成 ・県内水産加工産直マップの作成 ・NHKドラマと連動したマーケティング ・企業と連携した販売活動 ・中央市場での展示会 ・県外物産展への出展 など				-		
	H25～							
	事業主体							
	県							
	担当課・室							
水産業振興課								
第2期へ向けての課題			維持					
-								
4 観光復興緊急対策事業 第3-B-3-No4	・正確な観光情報の提供や一般消費者や旅行会社等に直接的に訴えるキャラバン等の実施により、原発事故による風評の影響を払拭し、県内外からの誘客を早急に進める。		概ね妥当	ある程度効果があった	概ね効率的			
	事業実績					事業効果		
	実施年度	・H23年度：じゃらん、まっぷるでの特集掲載、新聞への記事掲載、観光パンフレットの修正増刷(2種)、首都圏キャラバンの実施(2回)				・旅行雑誌や新聞への復興情報や、観光情報の掲載は、自粛ムードや、風評の影響の払拭の一助となった。 ・震災後の状況に合わせて、既存パンフレットを修正することによって、観光客が安心して旅行をすることができた。 ・首都圏での観光キャラバンによって、直接、一般消費者に対して仙台・宮城の安心・安全と元気をPRすることができた。		
	H23・H24・H25	・H24年度：じゃらん、まっぷるでの特集掲載、新聞への記事掲載、観光パンフレットの修正増刷(2種)、首都圏での観光キャラバンの実施(2回)						
	事業主体	・H25年度(予定)：旅行雑誌への特集掲載、新聞雑誌への記事掲載、首都圏での観光キャラバンの実施(2回見込)						
	県							
	担当課・室							
観光課								
第2期へ向けての課題			拡充					
・第1期の新聞雑誌等による風評の影響の払拭は、媒体が限定的であったため、より広く広報し、多くの方々の目に触れるようにすることが課題である。 ・キャラバン隊の派遣については、首都圏の駅頭での短時間のPRとなったことから、もう少し長い時間のPRを行うことが必要である。								
5 観光復興イベント開催事業 第3-B-3-No5	・震災の影響により県内への観光を手控えている県外の観光客に対して、正確な観光情報を提供する。		概ね妥当	成果があった	概ね効率的			
	事業実績					事業効果		
	実施年度	・H23年度：2件 ・H24年度：2件 (H24年度で終了)				・首都圏等でイベントを開催したことにより、宮城の元気が発信されるとともに、正確な観光情報の発信を行うことができた。		
	H23・H24・H25							
	事業主体							
	県							
	担当課・室							
観光課								
第2期へ向けての課題			廃止					
・根強い、風評の払拭のためには、一過性のイベントもさることながら、継続的で持続的な情報提供が必要である。								

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
6 みやぎ観光復興イメージアップ事業 第3-B-3-No6	・震災の発生に伴い、県内への観光にも大きな影響が生じていることから、本県のイメージアップや県内への旅行意欲の喚起を図る。		概ね妥当	ある程度成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	プロスポーツと連携した観光客誘客事業 ・H23年度：3チーム ・H24年度：3チーム ・H25年度：3チーム（見込み）				プロスポーツと連携した観光客誘客事業 ・全国的に人気があり、発進力のある在仙プロスポーツチームとの連携によって、仙台・宮城の観光復興をPRすることができた。 ・スポーツ観戦に合わせて、地域の観光をPRしたことによって、応援だけではなく、観光を組み合わせたスポーツツーリズムの確立に向けた一助となった。	
	H23・H24・H25						
	事業主体	JRと連携した首都圏PR事業 ・H24年度：2回 ・H25年度：1回（見込み）					
	県 市町村 その他						
担当課・室	観光課		事業・取組の方向性				
第2期へ向けての課題							
・プロスポーツとの連携については、アウェイ戦でのPRが効果的であるが、相手チームとの調整があることから、スムーズなPRを行うための事前準備を周到に行うことが課題である。 ・JRとの連携事業については、短期間のイベントではなく、一定程度の期間が必要である。							
維持							
7 みやぎ観光復興誘客推進事業 第3-B-3-No7	・旅行会社等に対し、復興段階に合わせた旅行商品の造成及び催行や、事業の実施に要する経費を補助するとともに、復興ツーリズムの確立に向けた関係者の招請事業を行い、本県への観光客の誘致の促進を図る。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	首都圏からの旅行商品造成事業 ・H24年度：13件 ・H25年度：20件（見込み）				首都圏からの旅行商品造成事業 ・旅行商品の造成によって、本県への誘客促進につながった。 ・パンフレットやWEBでの商品造成を行ったことによって、広告効果が高まった。	
	H24・H25						
	事業主体	復興ツーリズム推進事業 ・H25年度：イベント招請1回（予定） モニター1回（予定）					
	県						
担当課・室	観光課		事業・取組の方向性				
第2期へ向けての課題							
・旅行商品造成支援については、より一層造成していただけるよう、旅行会社等に対するPRを行う必要がある。 ・内陸部と沿岸部とを結ぶ、復興ツーリズムについては、その定着が図られるよう取り組むことが必要であるとともに、沿岸被災地の復興の進捗状況に合わせて、柔軟な取組が必要である。							
維持							
8 国等との連携による東北観光博の実施 第3-B-3-No8	・東北地域全体を一種の博覧会と見立てて、大きく落ち込んでいる東北地域への旅行需要の喚起と地域が主体となった新たな観光スタイルの実現のために、国、市町村等と連携して実施する東北観光博の取組により宮城県への誘客を図る。		妥当	ある程度成果があった	課題有		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・東北地方への送客強化のための旅行商品の造成やJATA（日本旅行業協会）主催の「1,000人送客事業」との連携				・東北観光博が旅行のきっかけの一因となった旅行者による経済波及効果は約840億円（観光庁発表） ・来訪者、地域等関係者からの評価 観光客からの評価中「再来訪意向」のスコアで「仙台・秋保・作並」が第4位	
	H23・H24						
	事業主体	・東北観光博サポーター企業（ぐるなび、日本郵船、ファミリーマート等）によるコラボ商品販売やツアーの実施					
	国 県 その他						
担当課・室	観光課		事業・取組の方向性				
第2期へ向けての課題							
・国が大規模な予算を投じて実施された事業であり、同様の事業を地元主体で継続することは困難である。今後は、開催によって培った連携やノウハウを活かして各地域で誘客活動を行っていく必要がある。							
廃止							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	事業実績	事業効果					
9 みやぎ観光活性化プロモーション事業 第3-B-3-No9	・民間を主体とするキャラバン隊を派遣し、JR駅や集客施設等において、被災3県(宮城・岩手・福島)の観光の安全・安心と復興をPRする合同キャンペーンを実施し、原発事故による風評の影響を払拭する。		概ね妥当	成果があった	効率的		
	実施年度	・首都圏キャラバンの実施(3月) ・首都圏におけるイベントの開催(3月) ・東北キャラバンの実施(2月) ・被災3県パンフレットの作成				・首都圏等におけるキャラバンの実施や、イベントの実施によって、一般消費者に対して、正確な観光情報を届けることができた。	
	H24	・旅行商品造成及び誘客記事掲載(5地域10コース) ・連泊キャンペーンの実施(6月間9月~3月)				・また、旅行商品造成と記事掲載を一体的に行うことによって、震災以降の本県への直接的な誘客と観光復興のPRを行うことができた。	
	事業主体						
	県						
	担当課・室	(H24単年度事業)					
	観光課						
第2期へ向けての課題			廃止				
・風評の払拭のためには、継続的で重層的な情報発信が必要である。							
10 みやぎ観光誘客加速化事業 第3-B-3-No10	・被災地における震災研修に県内観光を加えた「復興ツーリズム」を行うこととし、旅行会社を招請することにより、教育旅行や企業研修等で本県を訪れる者を増やす。		妥当	成果があった	効率的		
	実施年度	・旅行会社等の招請事業3コース126人 ・地域における宝探し事業 7,397人				・旅行会社の担当者を招請することによって、被災地向けの旅行商品造成の一助となった。	
	H24	(H24単年度事業)				・地域における宝探しは、風評の影響の強い仙南地域で実施したが、多くの参加者を得たことによって、現地の正確な情報が、口コミも含めて、大いに広まった。	
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
	観光課						
第2期へ向けての課題			廃止				
・復興ツーリズムは、本県の観光復興に向けた、大きなテーマの一つであり、旅行会社の方々に直接被災地を訪れていただいたことは、有効であった。今後の被災地の復興状況に合わせた取組が必要である。 ・地域の宝探し事業に関しては、地域の観光資源の磨き上げと、域内流動の双方を目的としており、非常に地域に好評の取組であった。今回は限定的なエリアだったことから、エリアの拡大について検討を要する。							
11 風評被害等観光客実態調査事業 第3-B-3-No11	・震災から2年を経過することから、観光客の動態及び県内観光事業の被害実態を把握し、風評被害の実態を検証することにより、今後の政策を検討する資料とする。		-	-	-		
	実施年度	○6月に委託事業発注				-	
	H25	・第1回の観光客へのアンケート調査は実施済み。残り3回は四半期毎に実施。1回の調査のサンプル数100人×10地点=1,000サンプル					
	事業主体	・Webによるアンケート調査、事業者へのヒアリング調査は震災から2年半経過する9月に実施以降実施。年代別に関東圏500人、関西圏500人の計1,000人を対象。					
	県	・観光事業者へのヒアリングは年2回(上半期、下半期)で実施。4Q7別に、「観光施設」、「宿泊施設」、「飲食・物販」の3事業者を選定し計12者を対象					
	担当課・室						
	観光課						
第2期へ向けての課題			縮小				
-							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
12 外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業 第3-B-3-No12	・観光地の復興等について正確な情報を提供するとともに、安心して来県できる体制づくりを行い、震災の発生以降、大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致を図る。		-	-	-				
	事業実績					事業効果			
	実施年度	・H25年度 東京都と連携して、大連及び上海での商談会及び招請事業を実施。 商談会は、20社程度参加予定。招請は1回。							
	H25								
	事業主体								
	県								
	担当課・室								
観光課									
第2期へ向けての課題			拡充						
-									
13 放射線・放射能等広報事業【再掲】 第3-B-3-No13	・農林水産物の風評被害や基幹産業、県民生活に及ぶ影響を払拭する。		妥当	成果があった	効率的				
	事業実績					事業効果			
	実施年度	放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ・訪問者数(H25.7.31現在) 1日当たり平均訪問者数546人 累計訪問者数 366,811人				放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ・H23年度：334名来場 アンケート 大体理解できた以上 53.4% 参考になった以上 69.6%			
	H23・H24・H25～								
	事業主体	放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ・H23年度：3圏域で1回開催 ・H24年度：7圏域 ・H25年度：3圏域で開催予定				・H24年度：347名来場 アンケート 大体理解できた以上 59.3% 参考になった以上 73.3%			
	県								
	担当課・室	放射線・放射能に関するパンフレットの作成				・放射線・放射能に関するパンフレットを出前講座等で配付したところ、追加配付を要望されることが多く、H25年3月から7月までに約4,000部配付し、正しい知識の普及に役立てた。			
原子力安全対策課									
第2期へ向けての課題			維持						
<ul style="list-style-type: none"> 放射線の測定結果や知識の普及には対応できているが、風評被害対策としての取り組みが弱いように感じられる。大消費地へ向けた県産品の情報発信が必要かと思われる。 放射線・放射能に関するセミナーのアンケート調査等では講演に対する理解度が5～6割程度にとどまっております。テーマ選定について考慮の余地があるように思われる。 セミナーの講演会について、動画サイトへのアップロード、より多くの県民の参加を得るために土曜、日曜日の開催等の検討の余地があるように思われる。 									
14 農林水産物の安全宣言等 第3-B-3-No14	「宮城県」「仙台牛」をはじめとする農林水産物について、県内及び首都圏等大消費地において知事自ら「安全宣言」を行うほか、広報効果の高い雑誌への記事広告の掲載、POP等により安全性のPRや風評の払拭に努める。		概ね妥当	成果があった	概ね効率的				
	事業実績					事業効果			
	実施年度	・H23年度 安全宣言：「仙台牛」を始めとする県産牛安全安心宣言(9/12)、宮城県産牛の安全安心宣言(9/27)、食材王国みやき安全確保宣言(10/15)、宮城の食うめー江戸PRキョーバン(11/15)など				安全宣言 ・生産者の出荷再開や拡大のきっかけとなった。			
	H23・H24・H25								
	事業主体	県産農林水産物等イメージアップ推進事業(※別記)				県産農林水産物等イメージアップ推進事業(※別記)			
	県								
	担当課・室	・H23年度、H24年度、H25年度 宮城県産品風評対策強化事業(※別記)				宮城県産品風評対策強化事業(※別記)			
食産業振興課	・H24年度、H25年度								
第2期へ向けての課題			維持						
<ul style="list-style-type: none"> 段階に応じて手法を変えながら、風評払拭と信頼回復の取組は展開する必要がある。 									

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
15 安全・安心な観光地の周知等 第3-B-3-No15	・震災の影響により県内への観光を手控えている県外の観光客に対して、正確な観光情報を広報し、原発事故による風評の影響を払拭する。		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・H23年度：じゃらん、まっぷるでの特集掲載、新聞への記事掲載、観光パンフレットの修正増刷(2種)、首都圏キャラバンの実施(2回)				・旅行雑誌や新聞への復興情報や、観光情報の掲載は、自粛ムードや、風評の影響の払拭の一助となった。	
	H23・H24・H25	・H24年度：じゃらん、まっぷるでの特集掲載、新聞への記事掲載、観光パンフレットの修正増刷(2種)、首都圏での観光キャラバンの実施(2回)				・震災後の状況に合わせて、既存パンフレットを修正することによって、観光客が安心して旅行をすることができた。	
	事業主体	・H25年度(予定)：旅行雑誌への特集掲載、新聞雑誌への記事掲載、首都圏での観光キャラバンの実施(2回見込)				・首都圏での観光キャラバンによって、直接、一般消費者に対して仙台・宮城の安心・安全と元気をPRすることができた。	
	担当課・室	観光課				事業・取組の方向性	
第2期へ向けての課題							
・第1期の新聞雑誌等による風評の影響の払拭は、媒体が限定的であったため、より広く広報し、多くの方々の目に触れるようにすることが課題である。 ・キャラバン隊の派遣については、首都圏の駅頭での短時間のPRとなったことから、もう少し長い時間のPRを行うことが必要である。							
拡充							
16 渡航制限の解除に向けた働きかけ 第3-B-3-No16	事業・取組の目的		概ね妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	正確な観光情報の発信 ・海外での観光PRイベント等にあわせて、本県の正確な情報を発信し、風評による影響の払拭に努めた。				渡航制限の解除 ・H23年4月以降、各国や地域で渡航制限が緩和・解除された。	
	H23・H24	要望活動 ・H23年度～H24年度：2回				・主要な国・地域では、下記のとおり 台湾：H23.6 渡航禁止勧告を解除 香港：H24.1 不要不急以外の渡航延期の解除 韓国：H23.9 渡航注意、渡航自粛の解除	
	事業主体	県				中国：H23.4 渡航制限を緩和 ・海外の旅行会社への商品造成に向けた依頼がしやすくなった。	
	担当課・室	観光課 国際経済交流課				事業・取組の方向性	
第2期へ向けての課題							
・現在、各国や地域から日本・東北への渡航制限は解除されているが、本県の正確な情報発信については、引き続き通常の事業の中で実施していく。							
廃止							
17 農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ 第3-B-3-No17	事業・取組の目的		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	政府要望 ・H23年度～H25年度				政府要望 ・諸外国において輸入規制を緩和する国が徐々に増えてきている。	
	H23・H24・H25	海外見本市等でのPR ・H24年度：4回 ・H25年度：4回(見込み)				海外見本市等でのPR ・H23年度は海外でのプロモーション事業を実施できなかったが、H24年度から再開することで海外バイヤー等に県産品の安全性をPRすることができた。	
	事業主体	県				事業・取組の方向性	
	担当課・室	食産業振興課				事業・取組の方向性	
第2期へ向けての課題							
・全面輸入停止措置を講じている中国や、厳しい規制を執っている韓国に対し、輸入規制の緩和を求めるよう、引き続き国に対して働き掛ける必要がある。							
維持							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

第4 放射線線量低減化対策

1 推進体制の整備

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
放射線・放射能広報事業【再掲】 第4-1-No1	・環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、県の放射線・放射能にかかる施策に対し、技術的・専門的見地からの助言を受ける。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	実施年度	環境審議会放射能対策専門委員の設置 H23. 12. 26 6名委嘱				・県の施策に関し、技術的・専門的見地からの助言を踏まえ、放射線・放射能の測定体制の整備及び線量低減対策を進めた。 ・指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(平成25年5月末現在)。
	H23・H24・H25～	専門委員会会議開催件数				
	事業主体	・H23年度: 2件 ・H24年度: 1件 ・H25年度: 1件(見込み)				
	担当課・室					
	原子力安全対策課					
	第2期へ向けての課題					
・特措法に基づく指定市町による除染は、除染の対象が、戸建て住宅、道路、森林等に移ってくることから、引き続き、専門的な助言を踏まえた市町への支援が必要。 ・環境中の放射線・放射能の影響が低下傾向にあることから、現在の測定体制の見直し(長期的なモニタリングや、対象の重点化)を検討。 ・今後の県の放射線・放射能対策のあり方についての答申。		維持				
除染対策支援事業【再掲】 第4-1-No2	・汚染状況重点調査地域の指定市町及びそれ以外の市町村に対し、除染に関する技術的・専門的なアドバイスを行う。		妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	除染アドバイザー委嘱 H24. 2. 22				指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(H25年5月末現在)。 ○特措法に基づく除染が終了した施設数(平成25年5月末現在) 学校: 91施設 公園・スポーツ施設: 63施設 その他公共・民有施設: 7施設 住宅: 4施設 道路: 0m 森林: 0m 農地・牧草地: 210,000㎡
	H23・H24・H25～	除染アドバイザーの活動状況				
	事業主体	・H23年度: 1回 ・H24年度: 4回 ・H25年度: 4回(見込み)				
	担当課・室					
	原子力安全対策課					
	第2期へ向けての課題					
・特措法に基づく指定市町による除染は、第2期計画期間以降も引き続き実施されることから、継続して市町への支援が必要。 ・子どもの生活環境に係る除染が概ね終了し、指定市町においても、汚染の状況をはじめとする個別事情により、除染の進め方に違いが生じており、抱える課題も異なることから、各市町のニーズに沿ったきめ細やかな支援が必要。 ・市町村では、放射線・放射能の測定や測定結果に基づく対応等、放射線・放射能対策全般に関する専門家からの助言を必要とする事象が多いことから、除染アドバイザーを幅広く活用し、市町村を支援することが必要。		維持				

2 市町村が行う除染への支援

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
除染対策支援事業【再掲】 第4-2-No1	・県の関係職員で除染支援チームを編成して市町村に派遣し、汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染対策の推進を支援する。		妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	除染支援チームの体制				指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(平成25年5月末現在)。 ○特措法に基づく除染が終了した施設数(平成25年5月末現在) 学校: 91施設 公園・スポーツ施設: 63施設 その他公共・民有施設: 7施設 住宅: 4施設 道路: 0m 森林: 0m 農地・牧草地: 210,000㎡
	H23・H24・H25～	・H23年度: 23名 ・H24年度: 23名 ・H25年度: 23名				
	事業主体	除染支援チーム派遣件数				
	担当課・室	・H23年度: 50件 ・H24年度: 82件 ・H25年度: 60件(見込み)				
	原子力安全対策課					
	第2期へ向けての課題					
・特措法に基づく指定市町による除染は、第2期計画期間以降も引き続き実施されることから、継続して市町への支援が必要。 ・子どもの生活環境に係る除染が概ね終了し、指定市町においても、汚染の状況をはじめとする個別事情により、除染の進め方に違いが生じており、抱える課題も異なることから、各市町のニーズに沿ったきめ細やかな支援が必要。		維持				

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
2 除染対策支援事業【再掲】 第4-2-No2	<ul style="list-style-type: none"> ・県と汚染状況重点調査地域に指定された市町とが相互に情報を共有しながら共通する課題を検討し、円滑な除染の実施につなげる。 		妥当	成果があった	効率的				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実績</th> <th>事業効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課 </td> <td> 指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(H25年5月末現在)。 ○特措法に基づく除染が終了した施設数(H25年5月末現在) 学校:91施設 公園・スポーツ施設:63施設 その他公共・民有施設:7施設 住宅:4施設 道路:0m 森林:0m 農地・牧草地:210,000㎡ </td> </tr> </tbody> </table>					事業実績	事業効果	実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課	指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(H25年5月末現在)。 ○特措法に基づく除染が終了した施設数(H25年5月末現在) 学校:91施設 公園・スポーツ施設:63施設 その他公共・民有施設:7施設 住宅:4施設 道路:0m 森林:0m 農地・牧草地:210,000㎡
	事業実績	事業効果							
	実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課	指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(H25年5月末現在)。 ○特措法に基づく除染が終了した施設数(H25年5月末現在) 学校:91施設 公園・スポーツ施設:63施設 その他公共・民有施設:7施設 住宅:4施設 道路:0m 森林:0m 農地・牧草地:210,000㎡							
	第2期へ向けての課題								
	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づく指定市町による除染は、第2期計画期間以降も引き続き実施されることから、継続して市町への支援が必要。 ・子どもの生活環境に係る除染が概ね終了し、指定市町においても、汚染の状況をはじめとする個別事情により、除染の進め方に違いが生じており、抱える課題も異なることから、各市町のニーズに沿ったきめ細やかな支援が必要。 								
	維持								
3 除染対策支援事業【再掲】 第4-2-No3	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員に対し、放射線・放射能に関する基本的事項や除染の技術的事項などについての研修を行う。 ・市町村の円滑な線量低減化対策の実施と県民の不安払拭のため、職員や除染アドバイザーを市町村に派遣して技術的助言を行う。 		妥当	成果があった	効率的				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実績</th> <th>事業効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課 </td> <td> 指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(H25年5月末現在)。 ○特措法に基づく除染が終了した施設数(H25年5月末現在) 学校:91施設 公園・スポーツ施設:63施設 その他公共・民有施設:7施設 住宅:4施設 道路:0m 森林:0m 農地・牧草地:210,000㎡ </td> </tr> </tbody> </table>					事業実績	事業効果	実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課	指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(H25年5月末現在)。 ○特措法に基づく除染が終了した施設数(H25年5月末現在) 学校:91施設 公園・スポーツ施設:63施設 その他公共・民有施設:7施設 住宅:4施設 道路:0m 森林:0m 農地・牧草地:210,000㎡
	事業実績	事業効果							
	実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課	指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、学校91施設(97%)、公園63施設(41%)の除染が終了し、施設の平均空間線量は、0.28μSv/h(除染前)から0.12μSv/h(除染後)に低減した(H25年5月末現在)。 ○特措法に基づく除染が終了した施設数(H25年5月末現在) 学校:91施設 公園・スポーツ施設:63施設 その他公共・民有施設:7施設 住宅:4施設 道路:0m 森林:0m 農地・牧草地:210,000㎡							
	第2期へ向けての課題								
	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づく指定市町による除染は、第2期計画期間以降も引き続き実施されることから、継続して市町への支援が必要。 ・子どもの生活環境に係る除染が概ね終了し、指定市町においても、汚染の状況をはじめとする個別事情により、除染の進め方に違いが生じており、抱える課題も異なることから、各市町のニーズに沿ったきめ細やかな支援が必要。 ・指定市町以外においても、放射線に対する不安は続いていることから、継続して市町への支援が必要。 ・市町村では、放射線・放射能の測定や測定結果に基づく対応等、放射線・放射能対策全般に関する専門家からの助言を必要とする事象が多いことから、除染アドバイザーを幅広く活用し、市町村を支援することが必要。 								
	維持								
4 測定機器の貸出等 第4-2-No4	<ul style="list-style-type: none"> ・測定機器を市町村に貸与し、住民からの通報に基づく調査や、計画的調査への活用を促す。 		妥当	成果があった	概ね効率的				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実績</th> <th>事業効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課 </td> <td> ・汚染状況重点調査地域以外の市町村については、これまでの調査により面的に除染が必要となるところではないと考えられるが、一方、風雨等の影響により放射性物質が集まりやすいマイクロホットスポットが知られている。 ・県では、希望する市町村に対して、精密な測定が可能な放射線測定器を配備し、きめ細かな測定を実施する体制が整備され、マイクロホットスポットへの不安による、地域の測定ニーズに応えることができるようになった。 </td> </tr> </tbody> </table>					事業実績	事業効果	実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課	・汚染状況重点調査地域以外の市町村については、これまでの調査により面的に除染が必要となるところではないと考えられるが、一方、風雨等の影響により放射性物質が集まりやすいマイクロホットスポットが知られている。 ・県では、希望する市町村に対して、精密な測定が可能な放射線測定器を配備し、きめ細かな測定を実施する体制が整備され、マイクロホットスポットへの不安による、地域の測定ニーズに応えることができるようになった。
	事業実績	事業効果							
	実施年度 H23・H24・H25～ 事業主体 県 担当課・室 原子力安全対策課	・汚染状況重点調査地域以外の市町村については、これまでの調査により面的に除染が必要となるところではないと考えられるが、一方、風雨等の影響により放射性物質が集まりやすいマイクロホットスポットが知られている。 ・県では、希望する市町村に対して、精密な測定が可能な放射線測定器を配備し、きめ細かな測定を実施する体制が整備され、マイクロホットスポットへの不安による、地域の測定ニーズに応えることができるようになった。							
	第2期へ向けての課題								
	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域における測定体制は整備できたが、県民の放射線に関する不安は根強い。 ・測定機器の適切な維持管理により、正確な測定を継続するため、市町村に対する技術的な助言が必要である。 								
	維持								

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

3 県有施設等の除染

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
1 県有施設等の除染事業 第4-3-No1	・ 指定市町が策定する除染実施計画に基づき、県有施設等の除染を行うことにより、放射線量の影響を低減させ不安を払拭する。		妥当	成果があった	概ね効率的				
	事業実績	事業効果							
	実施年度	除染実施施設数				・ 県有施設の除染前後の平均空間線量 (5施設の平均 H25年5月末現在) 除染前 0.27 μ Sv/h 除染後 0.13 μ Sv/h			
	H24・H25	・ H23年度：0施設 ・ H24年度：8施設 ・ H25年度：2施設（見込み）							
	事業主体	県							
	担当課・室	自然保護課・道路課・河川課・住宅課・教育庁担当課・警察本部装備施設課 ほか				事業・取組の方向性			
	第2期へ向けての課題					維持			
<p>・ 県有施設の除染に際しては、各市町における除染実施計画の変更手続き、補助金の交付申請手続き、県有施設所管課における予算措置、除染業務委託の積算等、除染作業に要する期間以外にも相当な期間を要するが、補助金の交付対象は原則として単年度事業とされていることから、市町の除染実施計画に基づき、適切に県有施設の除染を実施するためには、除染実施時期に関し、各市町との調整を綿密かつ効率的に行う必要がある。</p> <p>・ 道路等、除染に伴い発生する除去土壌等の現場保管が困難な県有施設の除染に際しては、仮置場の設置等、除去土壌等の保管方法について、市町との綿密な調整が必要である。</p> <p>・ 除染を完了した施設においても、施設及び除去土壌等の保管場所のモニタリング等を継続して実施する必要がある。</p>									
2 畜産試験場家畜管理【再掲】 第4-3-No2	事業・取組の目的		妥当	成果があった	効率的				
	・ 畜産試験場における代替飼料の給与や牧草地の除染等を行う。								
	事業実績	事業効果							
	実施年度	<H24年度>				畜産試験場の牧草地の除染を実施したことにより、生産される牧草の安全性が見込まれる。			
	H23・H24	畜産試験場内の牧草地について38haを除染実施した。							
	事業主体	県							
	担当課・室	畜産課				事業・取組の方向性			
第2期へ向けての課題			廃止						
・ 畜産試験場内の除染については、平成24年度で終了。									
3 草地土壌放射性物質低減対策事業【再掲】 第4-3-No3	事業・取組の目的		妥当	成果があった	概ね効率的				
	・ 暫定許容値を超えない安全な牧草を生産するため県営牧場の除染等を行う。								
	事業実績	事業効果							
	実施年度	宮城県岩出山牧場除染事業				除染を実施したことにより安全な牧草の生産が図られる。			
	H24・H25	H24年度：28.5ha H25年度：31.4ha（予定）							
	事業主体	県							
	担当課・室	畜産課				事業・取組の方向性			
第2期へ向けての課題			廃止						
・ 県営牧場の除染作業は平成25年度で終了見込みである。									

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

第5 汚染物・廃棄物の処理

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
放射性物質汚染廃棄物 処理事業 第5-No1	放射性物質で汚染された廃棄物について、国から示される指定廃棄物の処理方針等を踏まえ、国、市町村等と協議しながら、一体となって適切な処理の推進を図る。		概ね 妥当	成果が あった	概ね 効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	○指定廃棄物に係る市町村長会議開催 ・H24年度：2回開催 ※H25年度以降は、国主催で開催。 ○市町村説明会開催 ・H24年度：1回開催 ・H25年度：1回開催（見込み）				○指定廃棄物に係る市町村長会議開催 ・指定廃棄物については、国が主体的に処理を進めていくものであるが、県主催により開催することにより、国、県、市町村間での情報共有を円滑に行うことができた。 ○市町村説明会開催 ・H25年2月、「放射性物質汚染廃棄物処理促進に向けた取組方針市町村等説明会」を開催し、8000Bq/kg以下の放射性物質汚染廃棄物の処理についての県の考え方を市町村に説明し、処理の促進に向けて情報を提供することができた。 ○市町村等訪問により要望聴取 ・市町村等を直接訪問することにより、個々の市町村等の置かれた状況や課題等を把握することができた。
	H23・H24・H25～					
	事業主体	○市町村等訪問により要望聴取 ・H24年度：11市町村等 ・H25年度：6市町村等				
	国 県 市町村、その他					
担当課・室						
循環型社会推進課			事業・取組の方向性			
第2期へ向けての課題						
・指定廃棄物については、国が主体となって進められており、最終処分場の設置等について有識者会議や市町村長会議により検討されているところであるが、まだ具体的な候補地の選定までには至っておらず、スケジュールに遅れが生じている。 ・一般廃棄物である8,000Bq/kg以下の放射性物質に汚染されたものについては、市町村等が処理することとなっているが、地域住民の理解が得られず、処理が進んでいない状況である。						
維持						
給与自粛牧草等処理円 滑化事業 第5-No2	放射性物質に汚染され利用できなくなった牧草、稲わら及び堆肥等の処理を進める。		妥当	成果が あった	概ね 効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	・H23年度：汚染稲わら一時保管施設 64棟設置 ・H24年度：汚染稲わら一時保管施設 29棟設置 ・H25年度：H23、24年度に設置した 一時保管施設の維持管理				H23年度と24年度の2か年で、93の保管施設が設置済で、農家で区分保管されているものも含めると、一時保管の目途がついており、安全に区分管理されている。
	H23・H24・H25					
	事業主体					
	県					
担当課・室			事業・取組の方向性			
畜産課			維持			
第2期へ向けての課題						
・汚染稲わら等は指定廃棄物として国が処理することとなっているが、指定廃棄物最終処分場設置は遅れている現状である。 ・このため、地域住民の理解・協力を得るためにも家畜保健衛生所等による定期的な保管施設周辺の空間放射線量の測定に加え、保管施設の保守管理を行って安全性の確保に努める。 ・なお、一日も早く指定廃棄物の中間処理施設や最終処分場が整備されるよう国に要望している。						
浄水発生土保管・管理・ 搬出業務 第5-No3	放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行う。		妥当	成果が あった	概ね 効率的	
	事業実績					
	事業効果					
	実施年度	浄水発生土については、放射能濃度別に区分し、大型土壌に詰め、場内に保管している。 8,000Bq/kgを超える高濃度の浄水発生土については、指定廃棄物の指定を受け、ビニールハウスを建築し、保管している。 また、100Bq/kg以下の浄水発生土については、H24年12月より、中間処理事業者に搬出を開始した。				各浄水場等から発生する浄水発生土について、放射能濃度に応じて適切に保管・管理を行うことができた。100Bq/kg以下の浄水発生土については、環境省及び環境生活部等関係機関と連絡を密にし、関係機関との粘り強い交渉により中間処理事業者に搬出することができた。
	H23・H24・H25～					
	事業主体	○ H25年度末保管見込み<全浄水場等総計> ・8,000Bq/kg超え（指定廃棄物） 688㎡ ・100～8,000Bq/kg以下 12,639㎡ 合計 13,327㎡ ○ 処分量<100Bq/kg以下> ・H24年度：2,075㎡（2,283 t） ・H25年度：1,363㎡（1,500 t）※見込み				
	県					
担当課・室			拡大			
水道経営管理室			第2期へ向けての課題			
第2期へ向けての課題						
・100Bq/kg以上の浄水発生土については、搬出・処分が困難なため、各浄水場内に保管しているが、保管スペースが限界に近づいていることから、早期に場外搬出を進める必要がある。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
4	公共下水道汚泥適正処理指導事業 第5-No4	市町村が管理する公共下水道について、下水汚泥の放射能測定結果に応じ、適切な処理を推進するよう指導・助言を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的
		事業実績	事業効果			
	年度	・H23年度：8件 ・H24年度：1件 ・H25年度：0件（見込み）	・施設の空間線量の測定を実施することで、施設の安全性を確認した。また、測定に当たっては市町村の担当者の立会 ・放射線量が高いことが原因で処分先から受入が断られた汚泥の処分について、県が仲介した新たな処理業者に処理委託することで悪臭公害等の発生を防止した。			
	H23・H24・H25					
	事業主体					
	県					
	主担当課・室					
下水道課						
第2期へ向けての課題				維持		
<ul style="list-style-type: none"> 震災直後と比較すると下水汚泥から検出される放射能は低くなっているが、市町村管理分の管渠の復旧が遅れていることから、降雨により下水汚泥の放射能が高くなる事例が認められる。 汚泥には微生物や有機物が多量に含まれ放置すると悪臭等の発生源となることから、直ちに適正処分する必要がある。 						
事業名・事業番号		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
5	災害等廃棄物処理事業 第5-No5	・災害廃棄物の処理に当たって、放射性物質による影響を把握するとともに、円滑な広域処理を促進する。		妥当	成果があった	効率的
		事業実績	事業効果			
	年度	空間線量率モニタリング状況(H25.3.31現在) ・気仙沼ブロック気仙沼処理区(敷地境界；0.03~0.10μSv/h、保管廃棄物；0.02~0.08μSv/h、搬出車両；0.03~0.09μSv) ・気仙沼ブロック南三陸処理区(敷地境界；0.05~0.08、保管廃棄物；0.04~0.07μSv/h、搬出車両；0.03~0.051μSv/h) ・石巻ブロック(敷地境界；0.053~0.119、保管廃棄物；0.038~0.182、搬出車両；0.024~0.12μSv/h) ・宮城東部ブロック(敷地境界；0.03~0.14μSv/h、搬出車両；0.02~0.1μSv/h) ・亘理名取ブロック名取処理区(敷地境界；0.03~0.08μSv/h、保管廃棄物；0.03~0.16μSv/h、搬出車両；0.02~0.12μSv/h) ・亘理名取ブロック岩沼処理区(敷地境界；0.05~0.14μSv/h、保管廃棄物；0.05~0.25μSv/h、搬出車両；0.04~0.08μSv/h) ・亘理名取ブロック亘理処理区(敷地境界；0.02~0.13μSv/h、保管廃棄物；0.03~0.24μSv/h、搬出車両；0.04~0.09μSv/h) ・亘理名取ブロック山元処理区(敷地境界；0.04~0.07μSv/h、保管廃棄物；0.03~0.307μSv/h、搬出車両；0.014~0.207μSv/h)	測定結果に基づき県外自治体への受入協力を働きかけた結果、次のとおり順調に処理が進んだ。 ・H25年1月時点の広域処理量は約29.0万トン。このうち約10.6万トン（再生利用約2.1万トン、埋立処分約8.5万トン）について要調整量としていたが、全量について調整済 ・埋立処分約8.5万トンは、山形県及び茨城県内の民間事業者で7.2万トン（山形5.2万トン、茨城2.0万トン）、残余約1.3万トンは県内最終処分の拡大で対応			
	H23・H24・H25					
	事業主体					
	国 県 市町村					
	主担当課・室					
震災廃棄物対策課						
第2期へ向けての課題				廃止		
<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理については、H26年3月に終了する見込みとなっている。 災害廃棄物処理事業では、リサイクルの徹底を図っており、再生資材が約730万トン生成する見込みであるが、100Bq/kgを超える再生資材については敬遠される傾向があり、受入先がなかなか決まらない。 						
事業名・事業番号		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
6	薪・木炭の適切な保管・管理に関する助言 第5-No6	国が実施する一般家庭で使用されている薪とその燃焼後の灰の検査結果の公表、及び放射性物質に汚染された恐れのある薪について使用を差し控えるよう注意喚起する。		概ね妥当	成果があった	効率的
		事業実績	事業効果			
	年度	○薪とその灰 ・採取月日：検査① H24.1.26~27 検査② H24.2.6~11 ・調査地点：検査① 2市7町 検査② 4市6町	○薪とその灰 ・国で定める検査方法により、県内全域から検体を検査しHP等で広報・啓発を行うことで、多くの県民に周知できた。 ○木炭 ・国や県の注意喚起や検体検査(非食品)により、安全性が低い木炭生産者の製炭一時休止があり、より安心な木炭の生産・流通につながった。			
	H23・H24・H25					
	事業主体	・検査機関：国 ・公表等：県 検査① H24.2.10 検査② H24.2.24 ・注意喚起：県 検査① H24.2.10 検査② H24.2.14				
	国 県 市町村	他、H23~24の会議、研修会等で随時情報提供 ○木炭 ・注意喚起：国 H23.11.2 県 H23~24の会議、研修会等で随時情報提供				
	主担当課・室					
林業振興課						
第2期へ向けての課題				統合		
○薪とその灰、及び木炭に限らず、食用きのこの生産に不可欠な「広葉樹資源」の利活用と、低レベル汚染物質の廃棄や減容が課題となっている。						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

第6 損害への対応

事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性		
1 みやぎ県民会議運営事業 第6-No1	<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故によって被った損害に対応する。 ・東京電力株式会社に対する民間事業者等の損害賠償請求を支援する。 	概ね妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績				事業効果	
	実施年度				○みやぎ県民会議運営事業 みやぎ県民会議開催実績 ・H23年度：3回開催 ・H24年度：1回開催 ・H25年度：2回開催（見込み）	○みやぎ県民会議運営事業 ・有識者、関係団体、市町村長等が一同に会して、原発事故被害対策に関する情報交換を行うことにより、構成員間で現状及び課題を共有することができた。 ・公開の会議であるため、マスコミ等を通じて県民に事故被害対策の現状や課題、その対応を伝えることができ、県民に事故被害対策の進捗について情報を提供することができた。
	事業主体					
	県					
	担当課・室				○圏域別研修会 ・H25年度：7圏域で各1回開催（見込み）	
	原子力安全対策課					
第2期へ向けての課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・1年に1度の開催では、構成員間の情報共有が十分ではなかったのではないかと考えられる。 ・会議では、事務局からの説明がほとんどであるため、構成員からの情報提供も適宜必要なのではないかと考えられる。 ・みやぎ県民会議の構成員には、会議を通じて情報提供できているが、構成団体に属していない個人や事業者への情報伝達を工夫する必要がある。 					維持	
2 民間事業者等に対する損害賠償請求支援 第6-2	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償に関する研修会、弁護士による個別相談会の開催や電話相談等により、各業種団体、市町村における取り組みを支援するとともに、関係団体の賠償請求に係る協議会や東京電力との協議の場に参加し、必要な助言や資料の提供などを行う。また、被害実態調査や国、東京電力に対する要望・要請活動を実施するとともに、県の支援活動内容等の積極的な周知等を図る。 	概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的		
	事業実績				事業効果	
	実施年度				民間事業者等に対する損害賠償請求支援	・観光業については、本県の風評被害が東京電力の賠償基準により一定程度認められた。 ・農林水産業については、中間指針第三次追補に本県産のほとんどの農林水産物が、風評被害の賠償の対象として認められた。 ・電話相談への対応や適時説明会等を開催したことにより、被害者の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与した。 ・県内の賠償金の請求状況は2,370件、支払状況は1550件、267億円となっている（平成25年5月31日現在）。
	事業主体				<ul style="list-style-type: none"> ・説明会、個別相談会、研修会等 H23年：16回 H24年：47回 H25年：43回 ・関係団体の協議会、東京電力との協議の場への参加 H23年：17回 H24年：58回 H25年：12回 ・被害実態調査 H23年：2回 H24年：9回 H25年：1回 ・要望・要請活動 H23年：5回 H24年：6回 H25年：0回 ・電話相談等（簡易な相談を除く） H23年：40件 H24年：58件 H25年：11件 ※上記実績はH25年7月末現在	
	県					
	担当課・室				<ul style="list-style-type: none"> ・広報 ホームページ：随時更新 県政だより：H25年7・8月号 原子力だより：H25年7月号 河北新報：H25年12月予定 林業だより：H24年197号 H25年200号予定 等 	
	原子力安全対策課 関係課					
第2期へ向けての課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力の損害賠償では、賠償対象期間や対象項目が限定されているため、基準に該当しない損害の賠償請求については依然として不利な状況にある。また、時効に対する東京電力の対応に不明瞭な点がある。 ・県の支援に対する被害者のニーズを把握するために、東京電力における賠償金の支払状況や事業者等の損害賠償の請求状況を確認する必要がある。 ・東京電力の損害賠償は進展しつつあるが、支払の迅速化や時効の対応について、必要に応じて東京電力に対する要請活動等の実施を検討する必要がある。 					維持	

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

第7 正しい知識の普及・啓発

事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性			
放射線・放射能広報事業【再掲】 第7-No1	・放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努め、県民の不安を解消する。	妥当	成果があった	効率的			
実施年度	○放射線・放射能に関する相談窓口の開設 H23: 7,579件, H24: 1,121件, H25見込み: 600件 ○放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 H25.7.31現在1日当平均訪問者数546人累計366,811人訪問 ○放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催				○放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ・H23: 334名来場 アンケート結果 大体理解できた以上53.4% 参考になった以上69.6% ・H24: 347名来場 大体理解できた以上59.3% 参考になった以上73.3% ○各種広報媒体の駆使して、県民にタイムリーに情報を提供し、放射線知識の普及と不安の解消に努められている。		
H23・H24・H25～							
事業主体	H23: 3 圏域開催延べ334名来場 H24: 7 圏域開催延べ347名来場 H25見込み 3 圏域 300名来場						
県	○みやぎ出張講座の実施 H23: 23団体延べ1,815人 H24: 59団体2,761人 H25見込み: 12団体600人						
担当課・室	○放射線・放射能に関するパンフレットの作成 H24: 3種 ○県政だよりへの記事掲載 H24.5, H25.11予定						
原子力安全対策課							
第2期へ向けての課題							
・放射線の測定結果や知識の普及には対応できているが、風評被害対策としての取り組みが弱いように感じられる。大消費地へ向けた県産品の情報発信が必要かと思われる。 ・放射線・放射能に関するセミナーのアンケート調査等では講演に対する理解度が5～6割程度にとどまっており、テーマ選定について考慮の余地があるように思われる。 ・セミナーの講演会について、動画サイトへのアップロード、より多くの県民の参加を得るために土曜、日曜日の開催等の検討の余地があるように思われる。						維持	
みやぎ県民会議運営事業【再掲】 第7-No2	・原発事故によって被った損害に対応する。 ・東京電力株式会社に対する民間事業者等の損害賠償請求を支援する。				概ね妥当	成果があった	概ね効率的
実施年度	○みやぎ県民会議運営事業 みやぎ県民会議開催実績 ・平成23年度: 3回開催 ・平成24年度: 1回開催 ・平成25年度: 2回開催 (見込み)	○みやぎ県民会議運営事業 ・有識者、関係団体、市町村長等が一同に会して、原発事故 被害対策に関する情報交換を行うことにより、構成員間で現状及び課題を共有することができた。 ・公開の会議であるため、マスコミ等を通じて県民に事故被害対策の現状や課題、その対応を伝えることができ、県民に事故被害対策の進捗について情報を提供することができた。					
H23・H24・H25～							
事業主体	○圏域別研修会 ・平成25年度: 7圏域で各1回開催 (見込み)						
県							
担当課・室							
原子力安全対策課							
第2期へ向けての課題							
・1年に1度の開催では、構成員間の情報共有が十分ではなかったのではないかと考えられる。 ・会議では、事務局からの説明がほとんどであるため、構成員からの情報提供も適宜必要なのではないかと考えられる。 ・みやぎ県民会議の構成員には、会議を通じて情報提供できているが、構成団体に属していない個人や事業者への情報伝達を工夫する必要がある。			維持				
民間事業者等に対する損害賠償請求支援【再掲】 第7-No3	・損害賠償に関する研修会、弁護士による個別相談会の開催や電話相談等により、各業種団体、市町村における取り組みを支援するとともに、関係団体の賠償請求に係る協議会や東京電力との協議の場に参加し、必要な助言や資料の提供などを行う。また、被害実態調査や国、東京電力に対する要望・要請活動を実施するとともに、県の支援活動内容等の積極的な周知等を図る。	概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的			
実施年度	・説明会、個別相談会、研修会等 H23年:16回 H24年:47回 H25年:43回 ・関係団体の協議会、東京電力との協議の場への参加 H23年:17回 H24年:58回 H25年:12回 ・被害実態調査 H23年: 2回 H24年: 9回 H25年: 1回 ・要望・要請活動 H23年: 5回 H24年: 6回 H25年: 0回 ・電話相談等 (簡易な相談を除く) H23年:40件 H24年:58件 H25年:11件 ※上記実績はH25年7月末現在				・被害状況調査等を行い、その結果をとりまとめ、要望・要請活動等に活用した。 ・電話相談への対応や適時説明会等を開催したことにより、被害者の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与した。 ・県内の賠償金の請求状況は2,370件、支払状況は1550件、267億円となっている (平成25年5月31日現在)。		
H23・H24・H25～							
事業主体							
県							
担当課・室							
原子力安全対策課 関係課	・広報 ホームページ: 随時更新 県政だより: H25年7・8月号 原子力だより: H25年7月号 河北新報: H25年12月予定 林業だより: H24年197号, H25年200号予定 等						
第2期へ向けての課題							
・より多くの被害者にわかりやすく情報提供を行うため、広報誌やホームページによる周知方法の改善について検討する必要がある。 ・損害賠償請求に関する県の支援について、被害者のニーズを常に把握し、対応する必要がある。						維持	

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
観光復興緊急対策事業【再掲】 第7-No4	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な観光情報の提供や一般消費者や旅行会社等に直接的に訴えるキャラバン等の実施により、原発事故による風評の影響を払拭し、県内外からの誘客を早急に進める。 		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
実施年度	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度：じゃらん、まっふるでの特集掲載 新聞への記事掲載 観光パンフレットの修正増刷（2種） 首都圏キャラバンの実施（2回） ・H24年度：じゃらん、まっふるでの特集掲載 新聞への記事掲載 観光パンフレットの修正増刷（2種） 首都圏での観光キャラバンの実施（2回） ・H25年度（予定）：旅行雑誌への特集掲載 新聞雑誌への記事掲載 首都圏での観光キャラバンの実施（2回見込） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行雑誌や新聞への復興情報や、観光情報の掲載は、自粛ムードや、風評の影響の払拭の一助となった。 ・震災後の状況に合わせて、既存パンフレットを修正することによって、観光客が安心して旅行をすることができた。 ・首都圏での観光キャラバンによって、直接、一般消費者に対して仙台・宮城の安心・安全と元気をPRすることができた。 			
H23・H24・H25					
事業主体					
県 市町村 その他					
担当課・室					
観光課					
第2期へ向けての課題					
<ul style="list-style-type: none"> ・第1期の新聞雑誌等による風評の影響の払拭は、媒体が限定的であったため、より広く広報し、多くの方々の目に触れるようにすることが課題である。 ・キャラバン隊の派遣については、首都圏の駅頭での短時間のPRとなったことから、もう少し長い時間のPRを行うことが必要である。 					
拡充					
観光復興イベント開催事業【再掲】 第7-No5	<ul style="list-style-type: none"> ・震災の影響により県内への観光を手控えている県外の観光客に対して、正確な観光情報を提供する。 		概ね妥当	成果があった	概ね効率的
実施年度	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度：2件 ・H24年度：2件 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏等でイベントを開催したことにより、宮城の元気が発信されるとともに、正確な観光情報の発信を行うことができた。 ・一部に、物産販売等を入れたことにより、宮城の県産品の食材の安全安心をPRすることができた。 			
H23・H24	(H24年度で終了)				
事業主体					
県 その他					
担当課・室					
観光課					
第2期へ向けての課題					
<ul style="list-style-type: none"> ・根強い、風評の払拭のためには、一過性のイベントもさることながら、継続的で持続的な情報提供が必要である。 					
廃止					
みやぎ観光復興イメージアップ事業【再掲】 第7-No6	<ul style="list-style-type: none"> ・震災の発生に伴い、県内への観光にも大きな影響が生じていることから、本県のイメージアップや県内への旅行意欲の喚起を図る。 		概ね妥当	ある程度成果があった	効率的
実施年度	<ul style="list-style-type: none"> ○プロスポーツと連携した観光客誘客事業 ・H23年度：3チーム ・H24年度：3チーム ・H25年度：3チーム（見込み） 	<ul style="list-style-type: none"> ○プロスポーツと連携した観光客誘客事業 ・全国的に人気があり、発進力のある在仙プロスポーツチームとの連携によって、仙台・宮城の観光復興をPRすることができた。 ・スポーツ観戦に合わせて、地域の観光をPRしたことによって、応援だけではなく、観光を組み合わせたスポーツツーリズムの確立に向けた一助となった。 			
H23・H24・H25					
事業主体					
県 市町村 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○JRと連携した首都圏PR事業 ・H24年度：2回 ・H25年度：1回（見込み） 				
担当課・室					
観光課					
第2期へ向けての課題					
<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツとの連携については、アウェイ戦でのPRが効果的であるが、相手チームとの調整があることから、スムーズなPRを行うための事前準備を周到に行うことが課題である。 ・JRとの連携事業については、短期間のイベントではなく、一定程度の期間が必要である。 					
維持					

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
7	みやぎ観光復興誘客推進事業【再掲】 第7-No7	<ul style="list-style-type: none"> 旅行会社等に対し、復興段階に合わせた旅行商品の造成及び催行や、事業の実施に要する経費を補助するとともに、復興ツーリズムの確立に向けた関係者の招請事業を行い、本県への観光客の誘致の促進を図る。 		妥当	成果があった	概ね効率的
		事業実績	事業効果			
	実施年度	首都圏からの旅行商品造成事業 ・H24年度：13件 ・H25年度：20件（見込み）	首都圏からの旅行商品造成事業 ・旅行商品の造成によって、本県への誘客促進につながった。 ・パンフレットやWEBでの商品造成を行ったことによって、広告効果が高まった。			
	事業主体	復興ツーリズム推進事業 ・H平成25年度 エージェント招請1回（予定） モニターツアー1回（予定）				
	県					
	担当課・室					
	観光課					
第2期へ向けての課題				維持		
<ul style="list-style-type: none"> 旅行商品造成支援については、より一層造成していただけるよう、旅行会社等に対してのPRを行う必要がある。 内陸部と沿岸部とを結ぶ、復興ツーリズムについては、その定着が図られるよう取り組むことが必要であるとともに、沿岸被災地の復興の進捗状況に合わせて、柔軟な取組が必要である。 						
8	みやぎ観光活性化プロジェクト事業【再掲】 第7-No8	<ul style="list-style-type: none"> 民間を主体とするキャラバン隊を派遣し、JR駅や集客施設等において、被災3県（宮城・岩手・福島）の観光の安全・安心と復興をPRする合同キャンペーンを実施し、原発事故による風評の影響を払拭する。 		概ね妥当	成果があった	効率的
		事業実績	事業効果			
	実施年度	H24年度 ・首都圏キャラバンの実施（3月） ・首都圏におけるイベントの開催（3月） ・東北キャラバンの実施（2月） ・被災3県パンフレットの作成 ・旅行商品造成及び誘客記事掲載（5地域 10コース） ・連泊キャンペーンの実施（6月間 9月～3月）	H24年度 首都圏等におけるキャラバンの実施や、イベントの実施によって、一般消費者に対して、正確な観光情報を届けことができた。 また、旅行商品造成と記事掲載を一体的に行うことによって、震災以降の本県への直接的な誘客と観光復興のPRを行うことができた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	観光課	(H24単年度事業)				
第2期へ向けての課題				廃止		
<ul style="list-style-type: none"> 風評の払拭のためには、継続的で重層的な情報発信が必要である。 						
9	みやぎ観光誘客加速化事業【再掲】 第7-No9	<ul style="list-style-type: none"> 被災地における震災研修に県内観光を加えた「復興ツーリズム」を行うこととし、旅行会社を招請することにより、教育旅行や企業研修等で本県を訪れる者を増やす。 		妥当	成果があった	効率的
		事業実績	事業効果			
	実施年度	H24年度 旅行会社等の招請事業 3コース 126人 地域における宝探し事業 7,397人	H24年度 旅行会社の担当者を招請することによって、被災地向けの旅行商品造成の一助となった。 地域における宝探しは、風評の影響の強い仙南地域で実施したが、多くの参加者を得たことによって、現地の正確な情報が、口コミも含めて、大いに広まった			
	事業主体	(H24単年度事業)				
	県					
	担当課・室					
	観光課					
第2期へ向けての課題				廃止		
<ul style="list-style-type: none"> 復興ツーリズムは、本県の観光復興に向けた、大きなテーマの一つであり、旅行会社の方々に直接被災地を訪れていただいたことは、有効であった。今後の被災地の復興状況に合わせた取組が必要である。 地域の宝探し事業に関しては、地域の観光資源の磨き上げと、域内流動の双方を目的としており、非常に地域に好評の取組であった。今回は限定的なエリアだったことから、エリアの拡大について検討を要する。 						

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
10 県産農林水産物等イメージアップ推進事業【再掲】 第7-No10	・震災で県産農林水産物が大規模な被害を受けたことから、被災前の状況に回復するまでの間、メディアの活用、海外バイヤー対応などの事業を実施することにより、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図る。		妥当	成果があった	効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	・H23年度：7団体19件 ・H24年度：6団体21件 ・H25年度：7団体20件（見込み）				・商談会等のイベントを活用し県産農林水産物等のPRをすることができた。 ・メディアを活用したスポット的テレビCMや単発的な雑誌記事広告等によるPRにより広く周知することができた。 ・首都圏キャラバンや大都市圏有名百貨店等での販売会等での試食試飲、賞味会等により、安全安心をPRできた。	
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
	食産業振興課						
第2期へ向けての課題			維持				
・風評の影響を払拭できていない状況にある。 ・農林水産物の分野によっては、震災前の状況までには回復できていない。 ・風評の払拭が進む大消費地での販路の拡大。							
11 宮城県産品風評対策強化事業【再掲】 第7-No11	県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」の様々な食品を紹介するための情報発信により、県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復、消費拡大を図る。		概ね妥当	成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	(1) 主要交通施設等での広報PR：統一したデザイン等により県産品をPRするとともに、セキ等の消費者啓発活動や意識調査等を実施した。 H24年度：広告掲出12件（雑誌広告3件、交通広告9件）、セキ開催7回（東京、名古屋、大阪、仙台）、消費者意識調査等実施3件、H25年度：広告掲出3件（交通広告3件見込み） (2) 新聞紙面への特集記事掲載等による広報PR：みやぎの「食」に対する信頼を取り戻すため、復興に向け頑張る生産者の方々を紹介し、応援する「みやぎプロジェクト」を実施し、県産農林水産物の風評の払拭を図った。 H24年度：河北新報に特集記事を掲載3回、特集紙面のリフト冊子7,500部作成（商談会等で配布）、TVCを2種類制作・放映3月放送（地元民放4社）、消費者向けPR用DVD400枚作成・配布（県内量販店等）、H25年度：地元地方紙との農林水産業PR展開を継続するとともに、特設Webサイトの設置や全国主要地方紙への掲載等を通じて、復興に頑張る生産者の紹介等県産農林水産物の情報発信を行う。（見込み）				(1) 主要交通施設等での広報PR ・雑誌や販看板等に県産品のPR広告を掲出することによって、県産品のイメージアップと購入意向の喚起が図られた。 ・大消費地において消費者セミナーを開催することによって、県産食品の安心感の向上と購入意向の喚起が図られた。 ・意識調査等により、広告の効果や消費者意識の変化等を把握することができた。 (2) 新聞紙面への特集記事掲載等による広報PR ・新聞への掲載、TVCの放映、量販店でのDVD放映により、県民の多くに広報PRを行うことができた。 ・リライト冊子を商談会で配布することで、取引事業者に対するPRができた。	
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
	食産業振興課						
第2期へ向けての課題			廃止				
・県産品の風評払拭と信頼回復を図るためには、関係団体と連携した取組が一層重要であることから、県が実施する広報PR事業を県産農林水産物等イメージアップ推進事業に組み替えることとし、当事業をH25年度で廃止。							
12 子どもたちに対する放射線に関する指導 第7-12-No12	児童・生徒の放射線に関する正しい知識を養う		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的		
	事業実績					事業効果	
	実施年度	各学校において、理科の授業などにおいて、文科省作成の副読本を活用する等し、子どもたちに対する放射線に関する理解促進を図った。				児童・生徒の放射線に関する理解が深まったものと推察される。	
	事業主体						
	県市町村						
	担当課・室						
	義務教育課 高校教育課						
第2期へ向けての課題			維持				
・各学校において授業等の一環として取り組まれているものであり、事業として個別に管理することは困難であるが、今後も、副読本を活用する等して、児童・生徒の理解促進を図ることが必要である。							

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画 中間評価結果一覧

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
教職員等を対象とした 研修会の開催 第7-No13	学校保健研修会や学校給食研修会等を開催して、教職員の理解と資質向上を図るとともに、児童生徒の新たな健康課題について最新の情報を得ることで学校保健の充実に資する。		妥当	成果があった	概ね効率的
	事業実績	事業効果			
実施年度	研修会の開催 ・H23年度：4回 ・H24年度：2回 ・H25年度：1回（見込み）		維持		
H23・H24・H25					
事業主体					
県					
担当課・室					
スポーツ健康課					
第2期へ向けての課題					
・前掲の「放射線・放射能広報事業」と連携し、必要に応じ開催していく予定。					

13

東京電力原子力福島第一発電所事故被害対策実施計画の中間評価 概念図

中間評価の目的

- 目標達成状況の中間検証
- 第2期計画期間へ向けての課題分析

評価の視点

- 目標（「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」）の達成に向けて、以下の視点で事業・取組を評価する。
 - ・ 事業・取組の実績や効果が目標達成に貢献しているか。
 - ・ 事業・取組は「個別取組方針」で打ち出した方向性の推進に貢献しているか。
 - ・ 事業・取組は県民のニーズに応えることができているか。

評価方法

「アウトプット指標」と「アウトカム指標」による評価

※ 直接的な実績の指標（アウトプット指標）に加え、事業・取組を行うことにより得ることができた効果の指標（アウトカム指標）によって、各事業や取組を評価する。
 （アウトカム指標の例：住民・生産者・事業者の声、線量低減率、放射能濃度の低減率、基準値超過食品の減少率、観光入込客数の増加、農林水産物の購入量・売上高の増加 など）

参考

事業・取組の分析

- 「必要性」：「妥当」、「概ね妥当」、「課題有」から選択
- 「有効性」：「成果があった」、「ある程度成果があった」、「成果がなかった」から選択
- 「効率性」：「効率的」、「概ね効率的」、「課題有」から選択

課題の整理

第2期計画へ向けての方向性

- 「拡充」・「維持」・「統合」
- 「縮小」・「廃止」 から選択

県民会議に提示

- ・ 第2期計画策定へ向けての意見

第2期計画を策定

平成25年8月

宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL: 022-211-2340

FAX: 022-211-2695